豊橋市地域強靱化計画

平成29年3月

豊橋市

はじめに

我が国においては、21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが 懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続 して発生する可能性もあり、これらの大規模自然災害等が想定しうる最大規模で発生し た場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となる おそれがあります。

こうしたことから、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」を公布・施行するとともに、この基本法に基づき、平成26年6月には、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化アクションプラン」を策定し、政府が一丸となって、「強さとしなやかさ」を備えた、強靱な国づくりを進めています。

本市は、南海トラフ地震が発生した場合、地震動や液状化による被害のみならず、津波による広範囲の浸水被害が想定されており、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。また、近年の台風の大型化、降雨の局地化・集中化により、風水害や土砂災害の発生が危惧されます。さらに、本市は地形条件から竜巻が発生しやすい地域と言われており、過去、大きな被害に見舞われたことがあります。

こうした背景を踏まえ、今後本市に起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備えておくことで、被災した場合でも市民の生命や財産を守り、 社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちを作り 上げるため、「豊橋市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国、県、事業者、地域等と一体となって、地域強靱化に関する施策を計画的に推進していきます。

目 次

1 計画の東定趣音、位直プリ	
計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
豊橋市を強靱化する意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
計画の位置づけ等	
(1)計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)対象とする区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・豊橋市の地域特性等	
豊橋市の地域特性	
(1) 地形	3
(2) 人□動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3) 産業特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4) まちの現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5) 社会資本の老朽化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
豊橋市に影響を及ぼす大規模自然災害	
(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定 ・・・・・・・・・・・	8
(2) 地震・津波により想定される被害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3)風水害(豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻)により想定される被害・・・・	13
(4) 土砂災害により想定される被害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(5) 異常渇水により想定される被害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
豊橋市地域強靱化の基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・	23
豊橋市の強靱化を進める上での留意事項 ・・・・・・・・・・・	23
	計画の策定趣旨 豊橋市を強靱化する意義 計画の位置づけ等 (1)計画の位置づけ (2)対象とする区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4章 豊橋市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1	脆弱性の評価	
	(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	
	ア 事前に備えるべき目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	イ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) ・・・・・・	24
	(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定 ・・・・・・・	26
	(3) 脆弱性の評価及び評価結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	推進すべき施策の方針	
	(1)リスクシナリオごとの施策の方針 ・・・・・・・・・・・	27
	(2)施策分野ごとの方針	
	ア 個別施策分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	イ 横断的分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第5章	計画推進の方策	
1	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
2	計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
3	計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(別紙	。)脆弱性評価結果	
1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 ・・・・・・・・・・・・	69
2	施策分野ごとの脆弱性評価結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
用語	雪説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定されました。

豊橋市地域強靱化計画(以下「本計画」という。)は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本市の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策や愛知県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

2 豊橋市を強靱化する意義

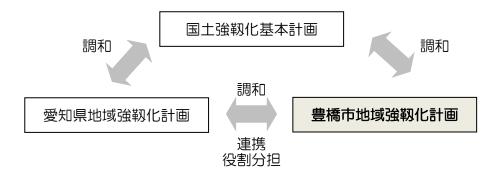
後述する地域特性や本市において想定される被害も考慮した上で、本市を強靱化する意義を以下に示します。

大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産を守るとともに、迅速な 復旧・復興を果たし、市民生活や地域の産業・経済活動を維持すること

3 計画の位置づけ等

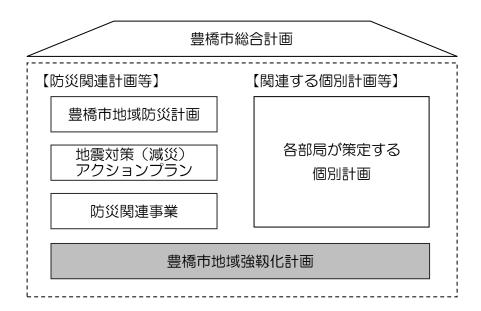
(1)計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。



また、本計画は「豊橋市総合計画」との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、「豊橋市地域防災計画」、「豊橋市地震対策(減災)アクションプラン」など、本市における様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。

≪豊橋市地域強靱化計画のイメージ≫



(2)対象とする区域

計画の対象区域は豊橋市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。

第2章 豊橋市の地域特性等

1 豊橋市の地域特性

(1) 地形

本市は、愛知県の南東部に位置し、名古屋市から約70kmの距離に位置し、 東は弓張山系を境に静岡県に接し、南は太平洋を臨み、西は三河湾に面しており、 水や緑など豊かな自然環境に恵まれています。また、東京からは約300km、大 阪市からは約260kmで日本のほぼ中央に位置しています。

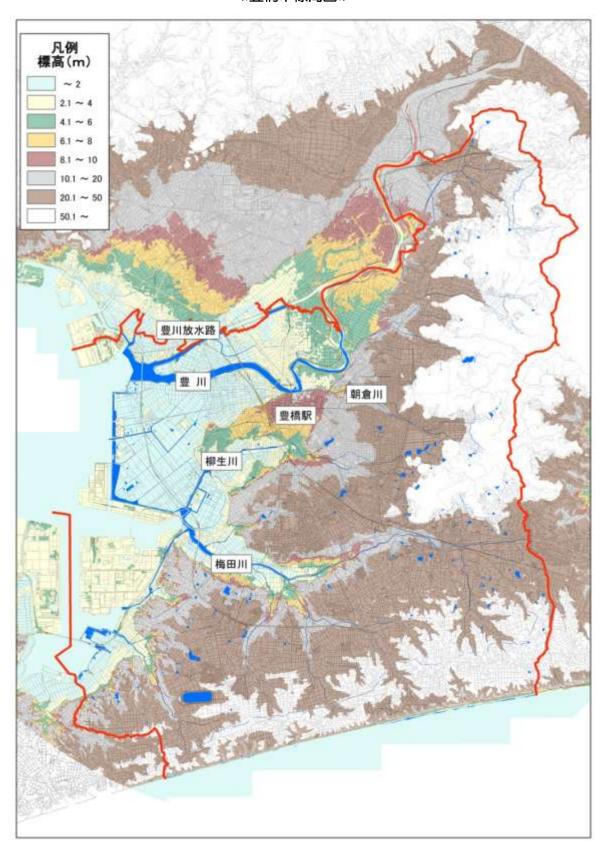
地形の特徴としては、概ね平坦で、東部の山地から台地、西部の低地へとゆる やかに傾斜していますが、南部一帯は台地を形成し、太平洋岸は急な崖となって います。

河川は、豊川をはじめ、柳生川、梅田川及び朝倉川が本市を東西に貫流し、三 河湾に注いでいます。

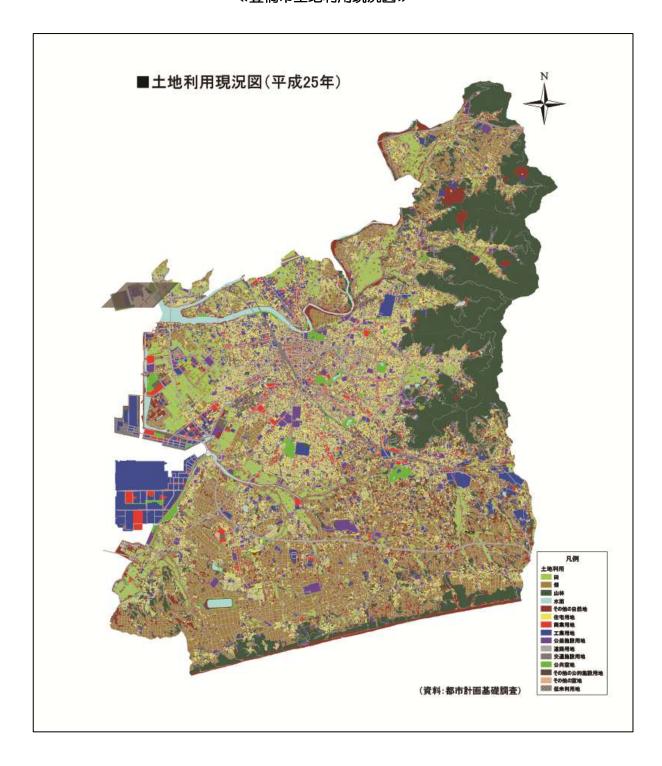
地質は河川に沿った西部低地は沖積層ですが、台地は洪積層からなり、東部山 地はいわゆる中古生層と呼ばれています。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の 危険度が高くなる傾向があります。また、海岸や河川の堤防等が被災した場合に は、低標高地域を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するととも に、自然には排水されないことにより長期的に湛水するおそれがあります。

≪豊橋市標高図≫



≪豊橋市土地利用現況図≫

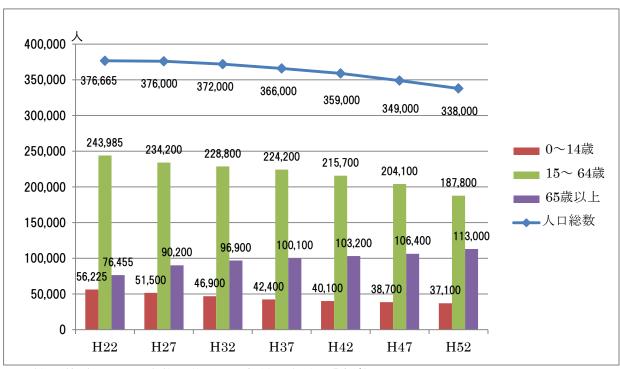


(2)人口動向

本市の人口は、平成 22 (2010) 年には 376,665 人となり、市制が施行された明治 39 (1906) 年からの約 100 年間でおよそ 10 倍にまで増加しましたが、今後は全国の傾向と同じく既に長期の減少局面に入っており、平成 52 年 (2040年) には 34 万人を割り込むと予測されています。

また、年少人口(〇歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢3区分別人口では、生産年齢人口が大きく減少する一方、老年人口が増加する見通しとなっています。

≪人口構成の変化と今後の見通し≫



※人口総数は端数処理により、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合がある。

資料/豊橋市人口ビジョン(低位推移)

(3) 産業特性

本市の産業は、国内有数の産出額を誇る農業、輸入自動車の取扱高が日本一の三河港を拠点とする物流業、自動車をはじめ電機、化学、食料品など多様性に富む工業、個人事業主から大規模店舗まで大小様々な事業者が形成する魅力的な商業・サービス業といったように、いずれの業種も集積が高く、かつ全体としてバランスのよい構造となっています。

≪豊橋市の産業に関する統計まとめ≫

	金額	備考	
農業産出額	412 億円	 農林水産省 平成 26 年市町村別農業産出額(推計))
製造品出荷額等	1 兆 2367 億円	経済産業省 平成 26 年工業統計調査	
年間商品販売額	1 兆 2096 億円	経済産業省 平成 26 年商業統計調査	

(4)まちの現状

本市の市街化区域は61.84km²で市域全体(261.86km²)の約24%となっています。土地利用は、豊橋駅周辺では住宅系や商業系、臨海部や静岡県境付近においては工業系の利用が多くなっています。また、市街化調整区域においては、平地では田・畑が多くを占めています。

(5) 社会資本の老朽化

本市では、昭和30年代後半から40年代にかけて学校の校舎を木造から鉄筋コンクリート造へ建て替え、昭和50年代には児童生徒数の増加に対応するための校舎増築や校区市民館、地区市民館の集中的建設を行ってきました。市営住宅については、昭和30年代から継続的に建設を行っています。

また、市民生活の基盤である橋梁・上下水道などのインフラについても昭和 40 年頃から継続的に整備を行ってきており、一斉に公共施設・インフラの老朽化が進んでいる状況にあります。このため、今後それらの維持管理費や更新、大規模な改修に係る費用の増大が予測されます。

2 豊橋市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害(豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻)、土砂災害、異常渇水〕を対象とします。

なお、被害については、地震・津波・高潮など、具体的な想定がある災害はこれを用い、ない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

(2)地震・津波により想定される被害

本市の南海トラフ地震被害予測調査(平成26年8月公表)においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。

・過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが 明らかで規模が大きいもの(宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東 南海地震、昭和南海地震の5地震)を重ね合わせたモデル。

・理論上最大想定モデル

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、千年に一度、あるいは それよりもっと発生頻度が低いものであり、あらゆる可能性を考慮した最大ク ラスのモデル。

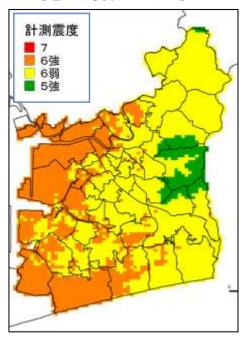
この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は以下のとおりです。

【強い揺れ、液状化、津波に伴う被害】

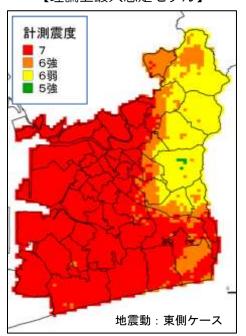
1震度分布

- ・過去地震最大モデルでは、沿岸部を中心に市域全体の35%に当たる地域が震度6強の強い揺れに襲われ、市内東部を中心に市域全体の60%に当たる地域が 震度6弱となると想定されています。
- ・理論上最大想定モデルでは、市域の約70%が震度7となっており、市内のほぼ全域が非常に強い揺れに襲われると想定されています。

【過去地震最大モデル】



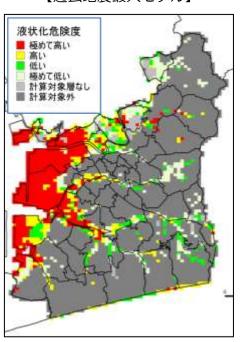
【理論上最大想定モデル】



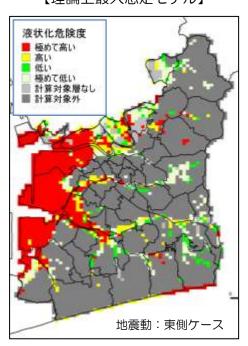
②液状化危険度分布

・液状化の危険度は、三河湾臨海部の埋め立て地や河川沿いにおいて極めて高くなると想定されています。

【過去地震最大モデル】



【理論上最大想定モデル】

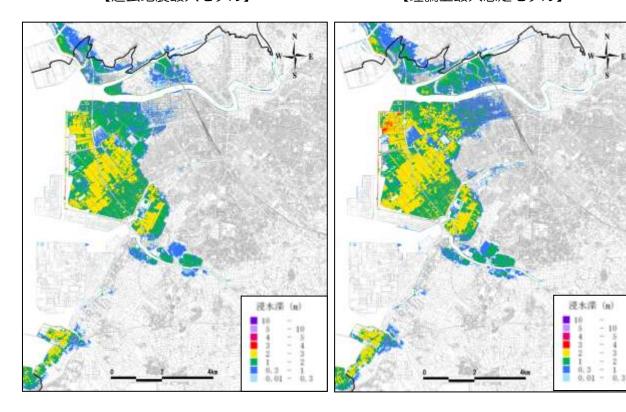


③津波浸水想定域及び最大浸水深分布

- ・三河湾側の低地部では、理論上最大想定モデルで市域の 10%にあたる 2,610ha が津波により浸水すると想定されています。また、津波が収まった 後も、潮位による浸水が継続するため、長期にわたって湛水することが予想されます。
- ・津波による浸水が始まるのは、地震発災から最短で77分以上経過した後ですが、地震動及び地盤の液状化によって堤防が沈下する地域は、地震発災とほぼ同時に潮位によって浸水が始まる可能性があります。

【過去地震最大モデル】

【理論上最大想定モデル】



〔堤防条件〕 地震発生と同時に、盛土構造物は、耐震化の程度、もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定。

〔堤防条件〕 地震発生と同時に、盛土構造物は、75%沈下し越流によって破壊。コンクリート構造物は倒壊。 〔津波ケース〕 ①⑥⑦⑨の重ね合わせ

波到達時間(津	三河湾側	太平洋側	
波高 30cm)	最短 77 分	最短 7 分	
最大津波高	2.7m	6.9m	
浸水域面積	2,158ha		

津波到達時間	三河湾側	太平洋側	
(津波高30cm)	最短 77 分	最短4分	
最大津波高	2.9m	19.0m	
浸水域面積	2,61	0ha	

4建物被害・人的被害

・建物被害においては、原因の大半が地震動及び火災となっており、人的被害においては、原因のほとんどが建物倒壊、火災及び浸水・津波となっています。

区	分	過	去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
	地震	動	5,475 棟(61.09%)	56,592 棟(82.96%)
	液 状	化	122 棟(1.36%)	125 棟(0.18%)
 建 物 被 害	津	波	204 棟(2.28%)	395 棟(0.58%)
【全壊·焼失棟数】	急傾斜地崩塌	表等	18 棟(0.20%)	25 棟(0.04%)
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	火	災	3,143 棟(35.07%)	11,078 棟(16.24%)
	合	計	8,962 棟 ※冬·夕方発災	68,215 棟 ※冬・夕方発災、地震動:東側ケース、津波・ケース①
	建物倒	壊	197 人(47.58%)	3,047 人(64.38%)
 人 的 被 害	浸水・津	波	67人(16.18%)	926 人(19.56%)
	急傾斜地崩塌	喪等	1人(0.24%)	2人(0.04%)
【死者数】	火	災	148 人(35.75%)	758 人(16.02%)
※浸水・津波による死者は、	そ の	他	1人(0.24%)	0人(0%)
早期避難率が低い場合	合	計	414 人 ※冬·夕方発災	4,733 人 ※冬・深夜発災、地震動:東側ケース、津波:ケース①
		全壊·焼ź	 失原因別内訳	
過去地	 !震最大モデル	,	理論上:	
		地震動 61.09%	777-25 1	全壊・ 焼失棟数 68,215棟 地震動 82.96%
		死亡原	因別内訳	
過去地	!震最大モデル	,	理論上	最大想定モデル
その他 0.24% 火災 35.75% 死者数 414名 銀壊 47.58% 急傾斜 地崩壊 ・津波 0.24% 16.18%			急傾斜 地崩壊 等 0.04% 浸水 ·津波 19.56%	死者数 4,733名 建物 倒壊 64.38%

⑤ライフライン被害【過去地震最大モデル】

・ライフライン被害については、不確定要素を多く含むため、実際に対策を進める上で参照 するものとして、「過去地震最大モデル」で想定しました。

(i)上水道

管路 延長 (km)	被害箇所数(件)	被害率 (件/km)	機能支障(全給水人口 375,982 人) 上段:断水人口 下段:断水率			
(KIII)			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
2,200	4,800	2.23	373,000 人 99%	355,000 人 94%	228,000 人 61%	_

※95%復旧の目安:6週間程度

(ii)下水道

管路 延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障(全処理人口 270,000 人) 上段:下水道機能支障人口 下段:機能支障率			
(KIII)			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
1,400	80	6%	190,000 人 70%	198,000 人 73%	163,000 人 60%	25,000 人 9%

※95%復旧の目安:3週間程度

(iii)電力

配電柱 本数 (本)	配電柱被害 本数(本)	被害率	機能支障(全需要家数 205,000 戸) 上段:停電戸数 下段:停電率			
(本)			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
68,000	400	0.5%	182,000 戸 89%	165,000 戸 80%	2,800 戸 1%	300 戸 0%

※95%復旧の目安:1週間程度

(iv)通信 ・固定電話

電話柱 本数 (本)	電話柱被害 本数(本)	被害率	機能支障(全回線数 72,000) 上段:不通回線数 下段:不通回線率			
(本)			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
32,000	200	0.7%	64,000 89%	59,000 81%	2,300 3%	1,200 2%

※95%復旧の目安:1週間程度

• 携帯電話

機能支障 停波基地局率						
直後	直後 1日後 7日後 1ヶ月後					
3%	81%	5%	3%			

※95%復旧の目安:1週間程度

(∨) ガス

・都市ガス

機能支障(全需要家数 71,000 戸) 上段:復旧対象戸数 下段:供給停止率					
直後	直後 1日後 7日後 1ヶ月後				
22,000 戸 22,000 戸 17,000 戸 — 30% 30% 23% —					

※95%復旧の目安:2週間程度

・LPガス

需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
62,000 世帯	13,000 世帯	21%

※95%復旧の目安:1 週間程度

(i)上水道から(v)ガスにおける95%復旧の目安について

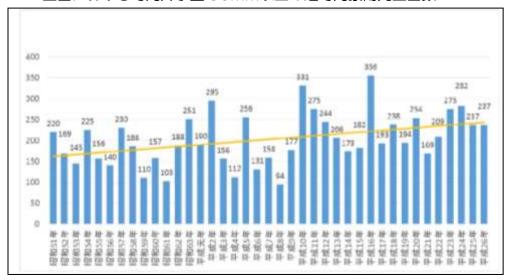
注 1) 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要家数等は復旧対象 戸数等から除外し、95%が復旧するのにかかる日数としている。

注2) LP ガスについては、被害量の推移は試算していない。

(3) 風水害(豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻)により想定される被害

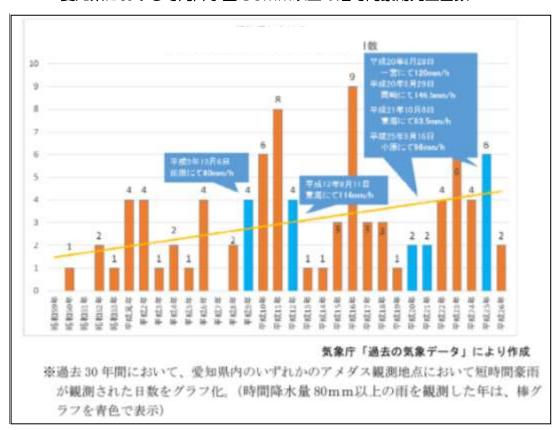
近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化しています。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されています。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

《全国における時間降水量 50mm以上の短時間豪雨発生回数》



資料/愛知県地域強靱化計画

≪愛知県における時間降水量 50mm以上の短時間豪雨発生回数≫

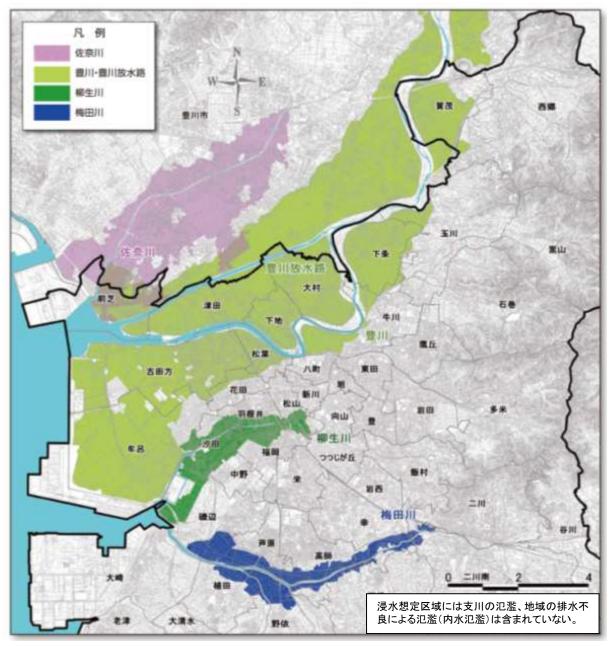


資料/愛知県地域強靱化計画

【河川の氾濫により想定される被害】

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予報河川、水位周知河川に指定されています。本市では、洪水予報河川に豊川と豊川放水路が指定され、水位周知河川に柳生川、梅田川、佐奈川が指定されており、これらの河川が氾濫した場合の浸水想定区域を設定しています。

≪河川浸水想定区域図≫



〇被災推計(市推計値)

被	災	面	積	約41 km が とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう かんりょう かんしょ かんしょ かんしょう かんしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう かいしゅう しゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅうしゅう かいしゅう しゅう しゅうしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう
被	災世	帯	数	39,718 世帯
被	₩	人		98,739 人

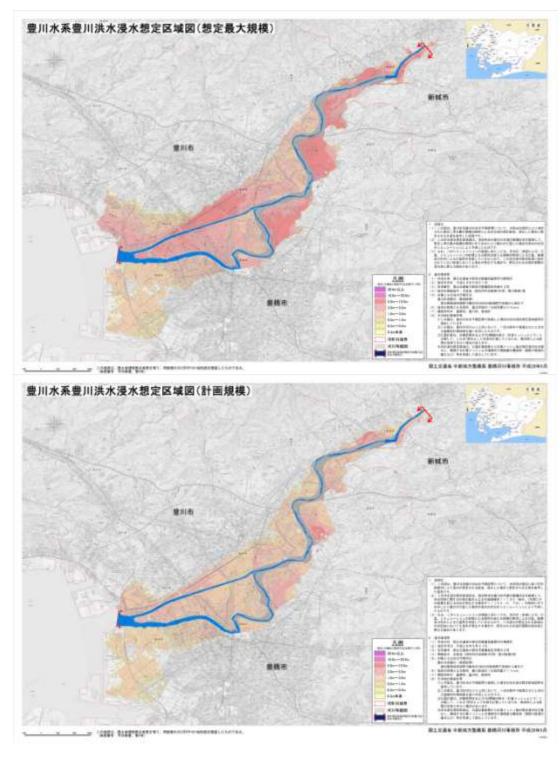
※被災世帯・人口については、平成27年4月1日現在の 町字人口・世帯単位で集計

※浸水想定区域

- ・河川ごとに予想されている大雨によって増水、破堤し、氾濫し た場合の浸水範囲
- ・想定し得る最大規模の降雨により、それぞれの河川が氾濫した 場合に浸水が想定される区域

【豊川・豊川放水路の浸水想定】

水防法の改正(平成27年5月)に伴い、豊川水系の国土交通大臣が管理する 区間において、 想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であって国土交通 大臣が定める基準に該当する降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定 される区域及び浸水した場合に想定される水深、計画規模降雨(基本高水の設定 の前提となる降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び 浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域として指定・公表しています。



【高潮により想定される被害】

内湾に位置する三河湾では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特 性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著となっています。

過去には、昭和 28 年の台風 13 号による高潮では、吉前、神野、二回地区に かけて海岸堤防が決壊し、神野新田地区に甚大な浸水被害を及ぼしました。台風 が去った後も堤防が仮締め切りされる一か月余り海水が引かず、約1,000ha に及ぶ田畑が影響を受けるなど未曾有の大災害を経験し、多くの海岸保全施設や 河川管理施設がその復興工事により築造されました。

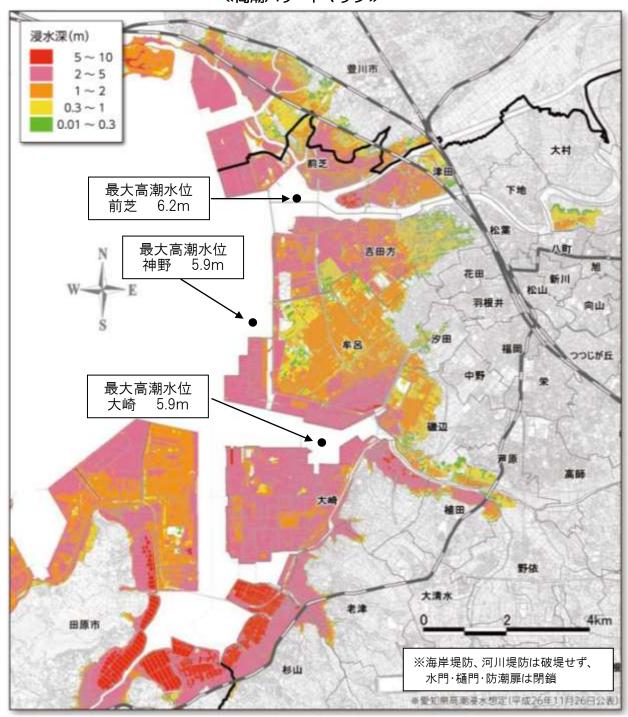
また、近年では、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により、三河湾を 中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流されるなど大 きな被害を受けました。



平成21年台風第18号による三河湾における高潮(10月8日)報告

こうした中、県においては、高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、平成 26 年 11 月に高潮浸水想定を作成しました。

≪高潮ハザードマップ≫



〇被災推計(市推計值)

被災面積	約39 km²
被災世帯数	23,613 世帯
被 災 人 口	60,386 人

資料/豊橋市防災ガイドブック

※被災世帯・人口については、平成 27 年 4 月 1 日現在の 町字人口・世帯単位で集計

【竜巻による被害】

本市は、地形的要因から竜巻が発生しやすい地域と言われており、幾度となく竜巻による被害が出ています。

直近の竜巻被害として、平成 11 年 9 月 24 日に豊橋市野依町付近で発生した 竜巻は、本市の市街地を通過し、大きな被害を与えました。死者こそ出なかった ものの、重傷者 15 人、軽傷者 400 人、全壊家屋 40 棟(52 世帯)、半壊家屋 309 棟(333 世帯)、家屋一部損壊 1,980 棟(2,150 世帯)といった大きな被 害が出ました。



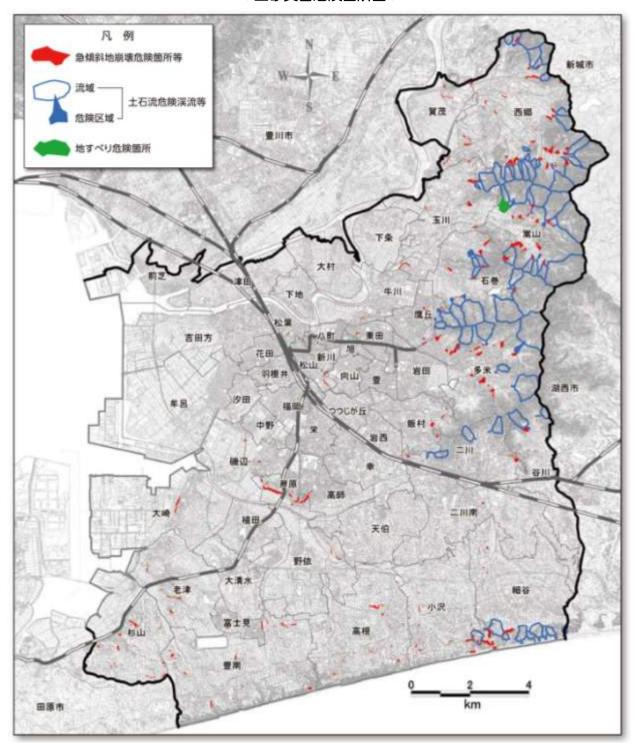
≪平成 11 年の竜巻≫

(4) 土砂災害により想定される被害

平成 15 年 3 月に県が公表した土砂災害危険箇所が 356 箇所あり、現在、土砂災害危険箇所を対象として、県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に、また、特に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

平成 26 年 8 月に発生した広島市の土砂災害では、行政による避難勧告や情報伝達の課題が浮き彫りになりました。そのため、あらかじめ避難すべきエリア、避難行動をとるべきタイミング、とるべき避難行動など災害の切迫性に応じた対応を周知する必要があります。

≪土砂災害危険箇所図≫



資料/豊橋市防災ガイドブック

(5) 異常渇水により想定される被害

全国的に局地的豪雨の発生が増加傾向にある一方で、毎年、取水が制限される渇水が生じています。

本市が利用する豊川用水は、宇連ダム、大島ダム、寒狭川頭首工を水源とし、農業 用水、水道用水、工業用水等に利用されています。しかしながら、豊川水系では、これまでも渇水が長期化し、水道用水の減圧給水や工場の生産調整などが行われたり、 農作物の発育不良などの被害が生じました。

今後も地球温暖化に伴う気候変動により、渇水の頻発化、長期化による市民生活や 産業活動における被害の発生が懸念されています。

≪過去の取水制限状況(豊川水系)≫

3% (L. fr. ct.	日数	期間中の最大取水制限率		
発生年度		水道用水	工業用水	農業用水
S52	308	15%	15%	40%
S53	1, 104	15%	15%	40%
S57	22	15%	20%	40%
\$58	8	5%	15%	20%
\$59	171	15%	20%	40%
\$59	153	22%	27%	44%
\$60	39	15%	20%	40%
S61	152	20%	27%	44%
\$62	275	24%	31%	48%
H元	9	5%	10%	20%
H2	42	5%	10%	20%
Н3	27	10%	15%	30%
H4	72	10%	15%	30%
H5	65	10%	15%	20%
H6	131	35%	60%	60%
Н6	74	20%	20%	40%
H7	235	30%	50%	50%
Н8	63	25%	45%	45%
Н8	119	15%	30%	30%
Н9	50	5%	10%	10%
Н9	84	10%	20%	20%
H10	10	5%	10%	10%
H12	28	10%	15%	15%
H13	119	27%	43%	43%
H14	14	5%	5%	5%
H14	40	25%	40%	40%
H17	72	20%	30%	30%
H17	37	10%	10%	10%
H25	55	28%	40%	40%
H26	10	5%	5%	5%

※自主節水した年度のデータは含まない

資料/中部地方整備局ホームページ「渇水情報」

第3章 豊橋市の強靭化の基本的な考え方

1 豊橋市地域強靱化の基本目標

国の基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 市民の生命を最大限守る
- Ⅱ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- Ⅲ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する
- Ⅳ 迅速な復旧復興を可能とする

2 豊橋市の強靭化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意しながら取り組むこととします。

- ▶ 本市の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から 検証し、取組を推進
- ▶ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ▶ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫
- ▶ 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- > 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、性的少数者等への配慮

第4章 豊橋市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と 41 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。

ア 事前に備えるべき目標

- 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を 機能不全に陥らせない
- 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7. 制御不能な二次災害を発生させない
- 8. 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・ 経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

イ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害が発生	1-1	建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発
	したときでも人命の保		生
	護が最大限図られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波・高潮による多数の死者の発生
		1-4	大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多
			数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)				
2	大規模自然災害発生直	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
2	後から救助・救急、医	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
	療活動等が迅速に行わ	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不			
	れる(それがなされな	2-3	日南欧、言宗、府町、海床寺の放火寺による秋町・秋志泊勤寺の祀刈町小			
	い場合の必要な対応を	2-4	佐			
	含む)	2-4				
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱			
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
3	大規模自然災害発生直	3–1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化			
	後から必要不可欠な行 政機能は確保する	3-2	行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下			
4	大規模自然災害発生直	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
	後から必要不可欠な情	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事			
	報通信機能は確保する	L_	能			
5	大規模自然災害発生後	5–1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下			
	であっても、経済活動	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
	(サプライチェーンを	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
	含む)を機能不全に陥	5-4	陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止			
	らせない	5-5	食料等の安定供給の停滞			
6	大規模自然災害発生後	6–1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプラ			
	であっても、生活・経		イチェーンの機能停止			
	済活動に必要最低限の	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止			
	電気、ガス、上下水道、	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
	燃料、交通ネットワー	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態			
	ク等を確保するととも	6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶			
	に、これらの早期復旧 を図る	6-6	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態			
7	制御不能な二次災害を	7–1	市街地での大規模火災の発生			
	発生させない	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			
		7–3				
		7–4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
		7–5	有害物質の大規模拡散・流出			
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
		7–7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
8		8–1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる			
ľ	であっても、人口や企	-	事態			
	業の流出を回避し、地	8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労			
	域社会・経済が迅速に	<u> </u>	働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅			
	再建・回復できる条件		に遅れる事態			
	を整備する	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態			
		8–4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
		8–5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復			
			興が大幅に遅れる事態			
		8-6	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流			
			出する事態			
Щ.			出ノの子心			

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、以下のとおり 11 の「個別施策分野」及び4の「横断的分野」を設定しました。

個別施策分野				
①行政機能/警察・消防等	⑦交通・物流			
②住宅・都市	8農林水産			
③保健医療・福祉	⑨地域保全			
④ エネルギー	⑩環境			
⑤情報通信	⑪土地利用			
⑥産業・経済				

横断的分野
①リスクコミュニケーション
②老朽化対策
③研究開発
④産学官民・広域連携

(3) 脆弱性の評価及び評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本 市における脆弱性の分析・評価を実施しました。

具体的には、41 のリスクシナリオごとに本市が取り組んでいる施策について、 その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施 策の必要性について検討し、脆弱性評価として整理しました。次に施策分野につい ても同様の分析評価を行いました。

国、県、関係事業者などの取組等についても必要に応じて評価の対象に含め分析を行いました。

なお、評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに分けて(別紙) 「脆弱性評価結果」としてまとめました。

2 推進すべき施策の方針

前節(3)の脆弱性評価結果を踏まえ、本市における地域強靱化に係る推進すべき施 策の方針を策定しました。

推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「リスクシナリオごとの施策の 方針」と「施策分野ごとの方針」に分けてまとめました。

(1) リスクシナリオごとの施策の方針

目標1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ 1-1

建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

〇住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。[市・地域・民間]

(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

〇広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を 強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[市・地域・ 民間]

(火災に強いまちづくりの推進)

- 〇避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公 共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽 建築物の更新を促進する。「市]
- 〇市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、 及び老朽放置空家対策を推進する。[市]

(地域防災力・企業防災力の向上)

〇自衛消防組織の強化を図り、地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・町防災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化させる。 [市・地域・民間]

(応急救護所の機能充実等)

〇災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、校 区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる。[市・地域]

(指標)

- ◆住宅の耐震化率 現状値:91.4%(H27) ⇒ 目標値:95.0%(H32)
- ◆家具の固定率 現状値:61.9%(H27) ⇒ 目標値:100%(H35)
- ◆現在施行中の土地区画整理事業進捗率 現状値:76%(H27) ⇒ 目標値:100%(H35)
- ◆消防職員による防災・減災啓発の戸別訪問率 現状値:51.9%(H27) ⇒ 目標値:100%
- ◆応急救護所開設訓練実施箇所数 現状値:17箇所(H27) ⇒ 目標値:23箇所(H30) など

リスクシナリオ 1-2

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 〇不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・市・民間]
- 〇「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。 [市・民間]

(社会福祉施設の耐震化の促進)

〇昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。[市・民間]

(災害対応能力の向上)

〇災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力を向上させる。[国・県・市]

(指標)

◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値:557棟(H27) ⇒ 目標値:111棟(H32) など

リスクシナリオ 1-3

大規模津波・高潮による多数の死者の発生

(津波避難対策の推進)

- 〇津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する。[市・地域]
- 〇津波浸水想定区域における地域住民との協働によるコミュニティマップ(津波避難マップ)の作成や 早期避難を目指した実践的な訓練を行う。また、避難誘導事業の着実な推進など、ソフト・ハード両 面からの津波避難対策を推進する。[市・地域]
- 〇表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導体制を検 討する。[市・地域]
- ○平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、 災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う。また、自転車ネットワーク路線の整備 を推進する。[市・地域]

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

〇人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導 区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する。 「市]

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- ○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。「国・県・市」
- ○河川の河口部や海岸にある水閘門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、 地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進する。[国・県・市]
- 〇海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能を維持・向上させる。[県]

(臨海部における高潮対策の検討)

〇産業集積地である臨海部(明海地区、神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]

(指標)

- ◆河川堤防の耐震化 現状値:0河川(H27) ⇒ 目標値:2河川(H35)
- ◆海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値:0海岸(H27) ⇒ 目標値:1海岸(H35)
- ◆河川の水閘門等の耐震化 現状値:0河川(H27) ⇒ 目標値:1河川(H35)
- ◆農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ⇒ 目標値:5箇所(H32)
- ◆農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26) ⇒ 目標値:79箇所(H35) など

リスクシナリオ 1-4

大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- ○河川・海岸堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市]
- 〇本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する。[市]

(河川改修の推進)

〇洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する。[国・県・市]

(豊川の減災に係る取組の実施)

- 〇「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った排水計画・復旧計画 の立案を促進する。[国]
- ○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市]

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

〇人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導 区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する。 [市]【再掲】

(ハザードマップの作成・周知啓発)

〇水位周知河川について最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知啓発を行う。「市・地域]

(広域避難体制の確立)

〇ゼロメートル地帯など、標高が低い地域においては広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間 継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める。[県・市]

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進)

- ○大規模水害を未然に防ぐため、排水システム全体での上下流バランスを確保しつつ、河川・海岸堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、堤防天端の保護、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策及び排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化、排水計画・復旧計画等、ハード・ソフトを適切に組み合わせた施策を推進する。[国・県・市・地域・民間]
- 〇防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要水防箇所等 の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する。[国・県・市・民間・地域]

(指標)

- ◆堤防天端の保護(豊橋河川事務所計画) 現状値:0箇所(H27) ⇒ 目標値:1箇所(H32)
- ◆護岸機能調査実施率 現状値:0%(H27) ⇒ 目標値:100%(H30)
- ◆ (再掲) 河川堤防の耐震化 現状値: 0 河川(H27) ⇒ 目標値: 2 河川(H35)
- ◆(再掲)海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値:0海岸(H27) ⇒ 目標値:1海岸(H35)
- ◆ (再掲)河川の水閘門等の耐震化 現状値:0 河川(H27) ⇒ 目標値:1 河川(H35)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ⇒ 目標値:5箇所(H32)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19 箇所(H26) ⇒ 目標値:79 箇所(H35)

など

リスクシナリオ 1-5

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 〇広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。 [県]
- 〇土砂災害(特別)警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する。[市・地域]

(農業用ため池・洪水調整池の安全性向上)

- 〇周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に 応じ、順次整備を推進する。[県・市]
- 〇豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業 用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める[市・地域]

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

〇人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導 区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する。 [市]【再掲】

(指標)

- ◆土砂災害ハザードマップ作成箇所数 現状値:88 箇所(H27)
- ◆農業用ため池の耐震化等の整備(愛知県全体値) 現状値:31 箇所(H26) ⇒ 目標値:113 箇所(H35) など

リスクシナリオ 1-6

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(情報収集手段の多様化と一元的集約)

- 〇ETC2.0 車載器及びETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。[国・県・市・民間]
- 〇災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制 について検討する。[国・県・市・民間]
- 〇 I C T を用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、 リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する(SIPの活用)。[国・県・市]

(市民への確実な情報の伝達)

○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。[市・地域]

(適時・適切・確実な情報の発信)

〇避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・ 適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の 情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[市・地域]

(効果的な教育・啓発の推進)

○主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[県・市・地域]

(指標)

◆豊橋ほっとメール登録者数 現状値:30,006 人(H26) ⇒ 目標値:85,000 人(H35) など

目標2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資輸送ルートの確保)

- 〇地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難 所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守る緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める。[国・県・市]
- 〇陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を 着実に推進する。[国・県・市]
- 〇災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により、海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する。[県]
- 〇災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]

(三河港の業務継続力の強化)

- 〇伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]
- 〇災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]

(水道施設の老朽化対策等の推進)

〇安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する。[市]

(応急給水体制の確立)

〇災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、具体的活動方法などを確立する。[市]

(備蓄の推進)

- ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時 や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から 社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[市・地域・民間]
- 〇本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、 公的備蓄を維持・充実する。[市]

(物資輸送体制の確立)

〇地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者が連携して、食料・物 資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を確立するとともに、最適な輸送 手段や人員配置について検討を行う。[市・民間]

(物資調達・受援体制の構築)

〇産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する。[県・市・民間]

(大規模災害時の広域連携の推進)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。[国・県・市・民間]

(指標)

- ◆緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35)
- ◆非常用食料備蓄目標達成率 現状値:100%(H27) ⇒ 目標値:100%維持
- ◆7日分以上の家庭内備蓄を備える世帯数 現状値:約10%(H25) ⇒ 目標値:100%(H35) など

リスクシナリオ 2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立地域等の発生防止)

- ○災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]【再掲】
- 〇海抜ゼロメートル地帯における広域防災拠点整備として、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保及び 整備を促進する。[県]

(指標)

◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 2-3

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材の強化)

- ○消防署所について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める。また、機能の不足(敷地狭小、老朽化など)のある施設は、計画的に移転・建替を実施する。[市]
- 〇大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・ 災害想定の変化に合わせた充実強化を進める。[市]
- 〇自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する。[国・県・市]

(消防団の災害対応力の強化)

〇地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。「市・地域」

(道路の災害対策の推進)

〇災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。[国・県・市]

(指標)

◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 2-4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(災害時における燃料の確保)

〇市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う。[市・民間]

(災害時における電力の確保)

○市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める。[市]

(豊橋市民病院の施設・設備の耐震化)

- 〇豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水 浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、 災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する。 「市」
- 〇豊橋市民病院の災害時における医療機能を確保・充実するため、更新・増設した非常用発電設備への 切り替えなど、老朽化した設備を更新する。[市]

(道路の災害対策の推進)

〇災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める。[国・県・市] 【再掲】

(指標)

◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 2-5

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者等支援対策の推進)

〇豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。[市・民間]

(代替輸送手段の確保等)

○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、鉄道不通時の代 替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する。[県・市・民間]

リスクシナリオ 2-6

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

○災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。[国・県・市・民間]

(豊橋市民病院の災害医療体制の確保)

〇「地震等広域災害発生時における相互医療協力に関する協定」を締結している市立病院との協力体制 やDMATの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新 たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する。[市]

(救命体制の強化)

- ○大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を 行う。「市」
- 〇現在、救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、業務範囲を救助隊等にも拡大させるなど、救命 体制の強化に向け検討する。[市]

(医師会等関係機関との連携強化)

〇災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。[市・民間]

(災害時の医療提供のためのルート確保)

○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震 対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める。「国・県・市]

(孤立地域における救急・救命体制の確保)

〇災害により孤立化が危惧される明海地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、 応急救護所設置・運営体制の充実など、本市との連携を強化する。[市・民間]

(要配慮者の一時的受入体制の整備)

〇指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する 場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する。[市・民間]

(災害時保健活動の確保)

〇発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。[県・市]

(指標)

◆緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94%(H27) ⇒ 目標値:100%(H35)

◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 2-7

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症への対応強化)

〇災害時には感染症のまん延(大規模発生)防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する。[市]

(医療機関等との連携及び活動資機材の整備)

〇大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織的な連携体制を 構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。[市・民間]

(指標)

◆保有感染防止衣数 現状値:12,000組(H27) ⇒ 目標値:12,000組 など

目標3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-1

被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(地域における安全活動の強化)

〇大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平常時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する。[市・地域]

(警察署等の耐震化の促進)

○警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する。[県]

(指標)

◆自主防犯団体活動の参加者数 現状値:14,892 人(H28) ⇒ 目標値:15,300 人(H30) など

リスクシナリオ 3-2

行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下

(市役所の業務継続力の強化)

- 〇豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果を踏まえた「豊橋市役所地震対策業務継続計画」等の改訂や、 訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。[市]
- 〇「豊橋市 I C T 業務継続計画」等の運用にあたって、定期的に体制整備に係る計画の見直し及び災害時を想定した訓練を行うことにより、職員等の防災意識を向上させ、業務継続力を強化する。[市]
- ○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設に ついて検討を行う。[市]

(防災拠点等の災害対応力の強化)

- 〇防災拠点として位置付けのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震・津波等に対して、必要な防災対策を着実に推進する。[国・県・市]
- ○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。[県・市]
- 〇非常用電源の地震対策や水害対策を推進する。[県・市]

(豊橋市消防活動支援員の登録推進)

〇元消防職・消防団員等が震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動 支援員」の登録を推進する。[市・地域]

(タイムラインの策定)

○大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有・連携し、対応を行うための関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)を策定する。[国・県・市]

(道路の防災対策の推進)

○大規模災害発生時に、行政機関による災害対応活動や職員の参集が可能となるよう、道路の地震対策

等を推進する。[県・市]

(大学への研究委託)

○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災 対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する。[東三河8 市町村・民間]

(大規模災害時における広域連携の推進)

○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[東三河8市町村]

(指標)

◆ I C T 関連業務の訓練実施及び計画の見直し 現状値:各1回(H28) ⇒ 目標値:毎年度各1回以上

◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

目標4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ 4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

〇電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達で きるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。 [県・市]

(道路の地震対策の推進)

〇電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策や無電柱化を推進する。[国・県・市]

(指標)

◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供手段の確保)

- 〇本市のケーブルテレビ局とコミュニティ FM 局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送による緊急放送や防災情報等の提供とともに、難聴エリア対策となるため、普及を進める。[市・民間]
- 〇災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、事業者が停電や落雷に強い FTTH 方式の整備を完了したが、今後、利用者に対し FTTH 方式への移行を促す。[民間]
- ○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「OOOOOJAPAN」の普及・啓発を進める。[国・県・市・民間]

目標5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(事業所等における防災対策の促進)

- 〇平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会議所や金融機関等と連携して更なるPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す。[市・民間]
- 〇一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途 絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める。「市・民間」

(企業の業務継続力の強化)

OBCPの認知度の向上とBCP策定の支援ツールの確立が必要であるが、BCPセミナーや防災フェアによる啓発活動だけではなく、豊橋商工会議所の専門家派遣等を通じ、個社支援の強化や、有効かつ有益な防災訓練、BCP訓練のノウハウの共有を進める。[市・民間]

(道路の災害対応力の強化)

〇ものづくり愛知の生産拠点と三河港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、道路の地震対策を推進する。[県・市]

(三河港の業務継続力の強化)

- 〇伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的 として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、 伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間]
- 〇災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]

(臨海部における防災対策の推進)

- 〇産業集積地である臨海部(明海地区・神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]【再掲】
- 〇明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する。[県]
- 〇明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する。[市・民間]

(指標)

- ◆企業BCP策定支援事業費補助金の支援件数 現状値:2 件(H27) ⇒ 目標値:6 件(H29)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 5-2

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給ルートの確保)

- 〇燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持するため、緊急輸送道路の地震対策等を着 実に推進する。[国・県・市]
- 〇発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を推進する。[県・市・民間]

(指標)

- ◆(再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94%(H27) ⇒ 目標値:100%(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6 橋(H35) など

リスクシナリオ 5-3

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(自衛消防力の充実強化)

〇防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や 危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進 める。[市・民間]

(有害物質等の流出防止対策の促進)

- 〇火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。[県・市・民間]
- 〇有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[県・市・民間]

リスクシナリオ 5-4

陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止

(道路の災害対応力の強化)

- 〇地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線 道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]
- 〇救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備 を促進する。[国・県]
- 〇災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]
- ○緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する。[県]

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築)

○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、三河港において は物流インフラ網の構築に向け、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コス ト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を促進する。[県]

(海上輸送拠点の地震・津波対策等の推進)

〇陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を 着実に推進する。[国・県・市]【再掲】

(三河港の業務継続力の強化)

- 〇伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的 として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、 伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間] 【再掲】
- 〇災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【再掲】

(貨物等の流出防止対策の推進)

○臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する。[国・県・市・民間]

(指標)

- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94%(H27) ⇒ 目標値:100%(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6橋(H35) など

リスクシナリオ 5-5

食料等の安定供給の停滞

(物流インフラの災害対応力の強化)

〇物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等とともに、輸送モード相互の 連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワークの構築を推進する。[国・県・市]

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 〇農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を促進する。[県]
- 〇一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途 絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間]【再掲】

(用水施設の大規模地震対策の推進)

〇豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を促進する。[水資源機構]

(指標)

- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ⇒ 目標値:5箇所(H32)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26) ⇒ 目標値:79箇所(H35)
- ◆ (再掲)農業用ため池の耐震化等の整備(愛知県全体値) 現状値:31 箇所(H26) ⇒ 目標値:113 箇所(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6 橋(H35) など

目標6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る

リスクシナリオ 6-1

電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止

(電力・ガス等供給の災害対応力強化)

- ○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、 発変電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す。[民間]
- 〇災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する。[民間]
- 〇エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する。 [民間]

(石油等燃料確保体制の整備)

- 〇発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・市・民間]
- 〇各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[市・ 民間・地域]

(エネルギー供給源の多様化)

〇エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。[国・県・市・地域・民間]

(指標)

◆家庭への再生可能エネルギーの導入量 現状値:31,694kW(H27) ⇒ 目標値:49,194kW(H32) など

リスクシナリオ 6-2

上水道等の長期間にわたる機能停止

(広域的な応援体制の確立)

〇大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する。[市]

(災害時における供給体制の確立)

〇南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老朽管の更新を計画 的に推進する。また、応急給水拠点の整備や配水ルートの多系統化によるバックアップ体制の整備によ り、更なる供給体制の充実に取り組む。[市]

(応急給水及び上水道復旧体制等の強化)

〇他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う。[市]

(用水施設の大規模地震対策の推進)

〇豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を 実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、 平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を促進する。 [水資源機構] 【再掲】

(指標)

◆基幹管路の耐震化率 現状値: 21.4% (H26) ⇒ 目標値: 25.0% (H32) など

リスクシナリオ 6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐災害性の強化)

- 〇地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、機器の保護を目的とした津波対策を推進する。[市]
- 〇発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める。[市]

(最終処分場の機能強化)

〇最終処分場の浸出水処理施設の長期にわたる停止を避けるため、施設の老朽化診断及び老朽化対策により機能を保持するとともに、非常用発電機の導入、燃料・水処理に必要な薬品類を確保する。[市]

(農業集落排水施設の耐災害性の強化)

〇農業集落排水施設等の耐震化や老朽化等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化 対策等を着実に推進する。[県・市]

(指標)

- ◆下水道 (施設) の耐震化率 現状値:61.3% (H27) ⇒ 目標値:87.1% (H35)
- ◆下水道(重要管路)の耐震化率 現状値:74.6%(H27) ⇒ 目標値:77.0%(H35)
- ◆農業集落排水施設の機能診断(愛知県全体値) 現状値:40%(H26) ⇒ 目標値:100%(H32) など

リスクシナリオ 6-4

地域交通ネットワークが分断する事態

(災害時における陸・海の輸送ルートの機能確保)

- 〇災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により海上陸上物流の 連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの 機能停止に陥らせない対策を検討する。[国・県]
- 〇輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を 着実に進める。[国・県・市]
- ○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線 道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]【再掲】
- 〇救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備 を促進する。[国・県]【再掲】
- 〇災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間]

- 〇脆弱性を確認するために主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造の改良や代替路の 選定を進める。[市]
- 〇陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。[国・県・市]
- 〇高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。 [民間]

(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化)

- 〇大規模地震発生後、ETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する。[国・県・市・民間]
- ○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害 応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移 動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市]
- 〇南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。また、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する。[国・県・市・隣接自治体]
- 〇災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。[市]【再掲】
- ○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める。[市]
- ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、 個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとと もに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]
- ○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を 実施する。[国・県・市]

(三河港の業務継続力の強化)

- 〇伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的 として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、 伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間] 【再掲】
- 〇災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【再掲】

(指標)

- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94%(H27) ⇒ 目標値:100%(H35)
- ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化(県) 目標値:6 橋 (H35)
- ◆渥美線の優先復旧区間内で耐震化対策工事を実施した橋梁数 現状値:4箇所(H27) ⇒ 目標値:6箇所(H33) など

リスクシナリオ 6-5

異常渇水等による用水の供給の途絶

(水の安定供給体制の確保)

- ○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。「国・水資源機構・県・市」
- 〇異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。[国・水資源機構・県・市]

リスクシナリオ 6-6

避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

〇避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外 壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市]

(避難所運営体制の整備)

〇円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、自治会や自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む。[市・地域]

(避難所間での格差の防止等)

- 〇避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う。[市]
- ○大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を 供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する。[市]

(避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)

〇避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を災害から守るための対策を講じる。また、災害時にすぐ使用できるよう、避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める。[市・地域]

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 〇災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要 支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。[市・地域]
- 〇要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する 協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。[市・民間]

(指標)

◆避難行動要支援者台帳登録者数 現状値:1,565 人(H27) ⇒ 目標値:2,000 人(H32)

◆要配慮者受入れ協定締結施設数 現状値:37施設(H27) ⇒ 目標値:50施設(H29) など

目標7

制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-1

市街地での大規模火災の発生

(消防・救急活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める。[国・県・市・地域]

(火災に強いまちづくりの推進)

- 〇避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公 共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建 築物の更新を促進する。「市]【再掲】
- 〇市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、 及び老朽放置空家対策を推進する。[市]【再掲】
- ○市街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業等の進捗に合わせ、 市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する。[市]
- 〇震災時に有効な消防水利となる耐震性防火水槽を計画的に整備しているが、優先度の高い地域から計画的に整備を行うとともに、老朽化の著しい防火水槽の維持管理、更新整備を行う。[市]

(消防団の災害対応力の強化)

〇地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。[市・地域] 【再掲】

(指標)

- ◆ (再掲) 現在施行中の土地区画整理事業進捗率 現状値: 76% (H27) ⇒ 目標値: 100% (H35)
- ◆現在施行中の土地区画整理事業地内の街区公園等の整備面積 現状値:2.38ha(H26) ⇒ 目標値:5.46ha(H34)
- ◆耐震性防火水槽整備率 現状値:52%(H27) ⇒ 目標値:56%(H35) など

リスクシナリオ 7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

(漂流物防止対策の推進)

○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。[県・市・民間]

(港湾物流機能の耐災害性の向上)

〇災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化等、物流ルートや物流施 設の耐災害性を高める取組を促進する。[県]

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

- ○発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業に おける事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をす るための事前把握と地域への周知を行う。[市・民間]
- 〇初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対 応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用の検討を促す。[民間]

(三河港の業務継続力の強化)

- 〇伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的 として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、 伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間] 【再掲】
- 〇災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【再掲】

(河川・海岸堤防等の強化)

- ○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。[国・県・市]【再掲】
- 〇河川の河口部や海岸にある水閘門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を推進する。また、 地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の耐震対策を推進する。[国・県・市] 【再掲】

(指標)

- ◆ (再掲) 河川堤防の耐震化 現状値:0河川(H27) ⇒ 目標値:2河川(H35)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の耐震化 現状値:0 海岸 (H27) ⇒ 目標値:1 海岸 (H35)
- ◆(再掲)河川の水閘門等の耐震化 現状値:0河川(H27) ⇒ 目標値:1河川(H35)
- ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化 (豊橋市計画) 現状値:0箇所 (H27) ⇒ 目標値:5箇所 (H32)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化 (愛知県全体値) 現状値:19 箇所 (H26) ⇒ 目標値:79 箇所 (H35) など

リスクシナリオ 7-3

沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進)

○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、 個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとと もに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]【再掲】

(災害情報の収集体制の強化)

〇各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報 の収集体制の強化を進める。[県・市]

(指標)

◆ (再掲)特定既存耐震不適格建築物数 現状値:557棟(H27) ⇒ 目標値:111棟(H32) など

リスクシナリオ 7-4

排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(排水機場等の防災対策の推進)

- 〇排水機場等の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化 を推進する。[国・県・市]
- 〇排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。 [国・県・市]

(ため池の防災対策の推進)

- ○築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池 の耐震診断や耐震化、ハザードマップの作成など総合的な対策を進める。[県・市]
- 〇周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に 応じ、順次整備を推進する。[県・市]【再掲】

(指標)

- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0 箇所(H27) ⇒ 目標値:5 箇所(H32)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26) ⇒ 目標値:79箇所(H35)
- ◆ (再掲)農業用ため池の耐震化等の整備 (愛知県全体値) 現状値:31 箇所 (H26) ⇒ 目標値:113 箇所 (H35)
- ◆農業用ため池の耐震診断の実施(愛知県全体値) 現状値:603 箇所(H26) ⇒ 目標値:681 箇所(H35)

など

リスクシナリオ 7-5

有害物質の大規模拡散・流出

(石綿飛散防止対策の推進)

- ○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する。[県・市・地域・民間]
- 〇市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める。[市]

(PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減)

〇建屋倒壊等による PCB の漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB 含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく。また、災害時に活用される市の施設にも PCB 含有電気機器等が使用または保管されている現状があり、早急に処分を完了させる。「市・民間」

(環境監視体制の整備・強化)

〇大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震 化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。[市・民間]

(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進)

〇特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する。 [民間]

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

〇発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業に おける事前対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をす るための事前把握と地域への周知を行う。[市・民間]【再掲】

リスクシナリオ 7-6

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

〇森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を 促進する。[県]

リスクシナリオ 7-7

風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(的確な情報発信のための体制強化)

〇災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的 確な情報発信のための体制強化を推進する。[県・市]

目標8

大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済 が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の推進)

〇平成 27 年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する。[市]

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

〇廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティーを確保できる設備を構築する。[市]

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

OPCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。[市・民間]

リスクシナリオ 8-2

復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築)

- 〇災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座 への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。[市・地域]
- 〇本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を 行う。[市・民間]
- 〇災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、 相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域]

(復旧・復興を担う人材等の定住等)

〇復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。[県・市]

(地方行政機関等の体制・施設の強化)

○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避 すべく、体制・施設の強化を推進する。[国・県・市]

(事前復旧・復興体制の強化)

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。

[県・市]

- 〇本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う。 [市]
- 〇大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する 取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取 組を県と連携して推進する。[市]

(指標)

- ◆災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者数 現状値:332人(H27) ⇒ 目標値:437人(H34)
- ◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練 目標値:毎年度実施(県)、毎年度参加(市) など

リスクシナリオ 8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災コミュニティの推進)

- ○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーを養成する。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する。[市・地域]
- 〇住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。[市・地域]

(地方行政機関等の体制強化)

〇治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察/消防等含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。[県・市]

(指標)

- ◆防災リーダー養成講座修了者数 現状値:608 人(H27) ⇒ 目標値:850 人(H35)
- ◆まちづくりモデル校区事業実施校区数 現状値:9 校区(H27) ⇒目標値:22 校区(H32) など

リスクシナリオ 8-4

新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線道路のネットワーク化の推進)

- ○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線 道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。[市]【再掲】
- 〇救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備 を促進する。[国・県]【再掲】

(幹線交通分断対策の推進)

〇地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[県・市]

リスクシナリオ 8-5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(護岸施設の強化)

〇本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する。[市]【再掲】

(地籍整備の推進)

〇災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、 地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、地籍整備を推進する。[市]

(洪水調整池の機能強化)

〇浸水被害を軽減する洪水調整池について、老朽化や地震対策のため耐震調査や機能診断を実施し、調 査等の結果に応じて整備を推進する。[市]

(浸水等の被害軽減対策の推進)

〇河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を排水計画として策定する。[国・県・市]

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

〇河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市] 【再掲】

(指標)

- ◆都市部官民境界基本調査(神野新田地区) 現状値:0.33 km²(H27) ⇒ 目標値:0.99 km²(H29)
- ◆ (再掲) 河川堤防の耐震化 現状値:0 河川(H27) ⇒ 目標値:2 河川(H35)
- ◆(再掲)海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値:0 海岸(H27) ⇒ 目標値:1 海岸(H35)
- ◆ (再掲) 河川の水閘門等の耐震化 現状値: 0 河川(H27) ⇒ 目標値: 1 河川(H35)
- ◆ (再掲) 護岸機能調査実施率 現状値: 0% (H27) ⇒ 目標値: 100% (H29)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26) ⇒ 目標値:79箇所(H35)
- ◆(再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ⇒ 目標値:5箇所(H32) など

リスクシナリオ 8-6

被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れにより、人口や企業が流出する事態

(罹災証明書の迅速な発行)

○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとと もに、従事者全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組 む。[市]

(早急な住宅確保に向けた取組)

〇応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う。また、県のマニュアル作成

に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う。[市]

(事前復旧・復興体制の強化)

- 〇事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。 [県・市] 【再掲】
- 〇本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う。 「市]【再掲】
- ○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する 取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取 組を県と連携して推進する。[市]【再掲】

(臨海部における防災対策の推進)

- 〇産業集積地である臨海部(明海地区・神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]【再掲】
- 〇明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する。[県] 【再掲】
- 〇明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する。[市・民間]【再掲】

(指標)

◆ (再掲) 県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練 目標値:毎年度実施(県)、毎年度参加(市) など

(2) 施策分野ごとの方針

ア 個別施策分野

①行政機能/警察·消防等

■行政機能

(市役所の業務継続力の強化)

- 〇「豊橋市役所地震対策業務継続計画」、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」、「上下水道事業継続計画」、「豊橋市 I C T 業務継続計画」などの業務継続計画(B C P)や災害対策本部各部班行動マニュアル等について、実効性の確保のための訓練や検証を実施するとともに、不断の見直しを行う。[市] 【3-2】
- 〇他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う。[市] 【6-6】
- 〇本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、 公的備蓄を維持・充実する。[市]【2-1】

(防災拠点施設の機能強化)

- 〇災害対策本部を設置する市役所西館の非常用発電機は、燃料タンクの設置及び発電機の更新により、 連続稼働時間を72時間まで延長したが、引き続き、市役所、消防署、避難所等の防災拠点施設の地震 対策、水害対策、電源対策等を進める。[国・県・市]【2-4】【3-2】
- ○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設に ついて検討を行う。[市]【3-2】
- ○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避 すべく、体制・施設の強化を推進する。 [国・県・市]【8-2】

(早急な生活再建に向けた体制整備)

- 〇被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないよう、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む。[市]【8-6】
- 〇応急仮設住宅を迅速に建設するためのマニュアル整備及び建設候補地の台帳の更新、民間借上住宅の 提供に係るマニュアル及び体制を整備する。[市]【8-6】

■警察・消防等

(警察・消防施設の強化)

〇災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する。[国・県・市]【2-3】【3-1】

(災害対応装備資機材等の充実)

〇災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実 強化を図る。[市]【2-3】

(消防団の災害対応力の強化等)

〇地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を進めるとともに、 地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する。また、震 災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する。 [市・地域]【2-3】【3-2】【7-1】

(治安維持のための体制確保)

〇治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。[県・市]【8-3】

②住宅·都市

(耐震化の促進)

- 〇既存建築物の耐震化促進を図るため、平成14年度から住宅を中心とした耐震化支援施策に取り組んでおり、「豊橋市耐震改修促進計画」に基づき住宅耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する。[市・地域]【1-1】
- ○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。[県・市・民間]【1-2】
- 〇「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する。[市・民間]【1-2】
- ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、 個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うと ともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する。[市・地域・民間]【6-4】【7-3】
- 〇特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を促進する。 「民間」【7-5】

(津波避難対策の推進)

○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する。また、表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導体制を検討する。[市・地域]【1-3】

(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

〇広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、取組を 強化する。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策を促進する。[市・地域・民 間]【1-1】

(火災に強いまちづくりの推進)

- 〇避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公 共施設の整備を推進する。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽 建築物の更新を促進する。[市]【1-1】【7-1】
- ○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、 老朽放置空家対策を推進する。[市]【1-1】【7-1】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

〇安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する。[市]【2-1】

(下水道施設の耐震化等の推進)

〇地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、機器の保護を目的とした津波対策を推進する。[市] 【6-3】

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

〇避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策及び内外 壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する。[市]【6-6】

(事前復旧・復興体制の強化)

- 〇事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を推進する。 「県・市」【8-2】【8-6】
- 〇本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う。 [市] 【8-2】【8-6】
- 〇大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する 取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する 取組を県と連携して推進する。「市]【8-2】【8-6】

(帰宅困難者等支援対策の推進)

〇豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、定期的な訓練を実施する。[市・民間]【2-5】

③保健医療・福祉

(豊橋市民病院の機能維持)

- 〇災害時における対応の強化を図るため、豊橋市民病院と協定を締結する市立病院との協力体制やDMATの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する。「市]【2-6】
- 〇豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水 浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、 災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策を推進する。[市] 【2-4】

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- 〇浸水域にある第二次医療機関について、医療機能を万全に提供できるように、移転等の措置を講じる。 [市・民間]【2-6】
- 〇災害拠点病院や救急医療施設について、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時における災害医療体制を確保する。[国・県・市・民間]【2-6】

(応急救護所の機能充実等)

〇災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する。また、校

区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる。[市・地域]【1-1】

(感染症等への対応強化)

- 〇災害時には感染症のまん延(大規模発生)防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する。[市]【2-7】
- ○大規模災害時における疫病、感染症等の医療機関及び本市等との組織的な連携体制を構築し、定期的 な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する。「市」【2-7】

(医師会等関係機関との連携強化)

〇災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する。[市・民間]【2-6】

(災害時保健活動の確保)

〇発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。[県・市]【2-6】

(孤立地域における救急・救命体制の確保)

〇災害により孤立化が危惧される明海地区については、的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、 応急救護所設置・運営体制の充実など、本市との連携を強化する。[市・民間]【2-6】

(要配慮者等への支援体制の整備)

- 〇災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要 支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む。[市・地域]【6-6】
- 〇要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する。[市・民間]【6-6】

(社会福祉施設の耐震化の促進)

〇昭和56年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる。[市・民間]【1-2】

4エネルギー

(エネルギーの確保対策の促進)

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。[市・民間・地域]【6-1】

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○本市では燃料油類の供給に関する協定を豊橋石油業協同組合と締結しているが、発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。[県・市・民間]【6-1】

(エネルギー供給源の多様化)

○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進促する。[国・県・市・地域・民間]【6-1】

(ガス管の耐震性向上)

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを推進する。[民間]【6-1】

⑤情報通信

(情報収集手段の多様化と一元的集約)

- 〇ETC2.0 車載器及びETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する。「国・県・市・民間]【1-6】
- 〇災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する。[国・県・市・民間]【1-6】
- 〇 I C T を用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、 リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する。[国・県・市]【1-6】

(市民への確実な情報の伝達等)

○市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する。[市・地域]【1-6】

(多様な情報提供手段の確保)

- ○本市のケーブルテレビ局とコミュニティ FM 局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送により、緊急放送や防災情報等を提供するほか、難聴エリア対策となるため、普及を進める。[市・民間]【4-2】
- 〇災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、停電や落雷に強い FTTH 方式 の整備を完了したが、今後、利用者に対し FTTH 方式への移行を促す。[民間]【4-2】
- ○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LANの整備促進及び災害用統一SSID「OOOOJAPAN」の普及・啓発を行う。[国・県・市・民間]【4-2】

(適時・適切・確実な情報の発信)

〇避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・ 適切・確実に情報を提供する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。[市・地域]【1-6】

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

〇電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。 [県・市]【4-1】

(的確な情報発信のための体制強化)

〇災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する。[県・市]【7-7】

⑥産業・経済

(事業所等の業務継続力の強化)

〇事業所等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、 平常時から事業所等における防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する。[市・ 民間]【5-1】

(臨海部における防災対策の推進)

- 〇産業集積地である臨海部(明海地区、神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する。[国・県・市・民間]【1-3】【5-1】【8-6】
- 〇明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する。[県]【5-1】【8-6】
- 〇明海地区は埋立地であることから、液状化を発生させない施策を検討する。[市・民間] 【5-1】 【8-6】

(自衛消防力の充実強化)

○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や 危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進 める。[市・民間]【5-3】

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

- 〇火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。「県・市・民間] 【5-3】
- 〇有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[県・市・民間] 【5-3】
- 〇初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用の検討を促す。[民間]【7-2】

(漂流物防止対策の推進)

○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。[県・市・民間]【7-2】

(用水施設の大規模地震対策の推進)

〇豊川用水においては、平成11年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成19年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の複線化が完了したため、残り1/3の未完了区画の事業を促進する。[水資源機構] 【5-5】

⑦交通・物流

(基幹的交通ネットワークの機能停止対策の検討等)

○大規模災害時において陸・海の基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、津波・洪水・ 高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する。また、発災後の道路 啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する。特に主要交通を担 う道路は、脆弱性の確認ができていないため、道路構造の改良や代替路を選定する。[国・県・市]【6-4】 【8-4】

(緊急物資等供給ルートの確保)

- 〇地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する。[市]【2-1】【5-2】【6-4】
- ○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線 道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める。「市]【5-4】【6-4】【8-4】
- 〇救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備を促進する。[国・県]【5-4】【6-4】【8-4】
- ○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害 応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移 動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。[国・県・市]【6-4】

(緊急道路等の路面陥没対策)

- 〇災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う。「市]【5-4】【6-4】
- ○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める。[市]【6-4】

(孤立の可能性がある地域へつながる道路整備の推進)

○ゼロメートル地帯など、津波・高潮・洪水等で甚大な被害のおそれのある地域や災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する。[県・市]【2-1】【2-2】

(公共交通機関の安全確保・利便性の向上)

- 〇災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する。[民間]【6-4】
- 〇高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。 [民間]【6-4】

(港湾における地震・津波対策の推進)

- 〇陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。[国・県・市]【2-1】【5-4】【6-4】
- ○災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する。[県]【7-2】

(自転車避難の活用検討)

○平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、 災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う。また、自転車ネットワーク路線の整備を 推進する。[市・地域]【1-3】

(幹線交通分断対策の推進)

〇地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。[県・市]【8-4】

(三河港の業務継続力の強化)

- 〇伊勢湾内の広域連携により港湾の緊急物資輸送や港湾物流機能の回復力の強化を実現することを目的 として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定したことから、今後、 伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。[国・県・市・民間] 【2-1】【5-1】 【5-4】【6-4】【7-2】
- 〇災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、三河港全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため策定した三河港BCPについて、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく。[県・市・民間]【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】

(貨物等の流出防止対策の推進)

〇臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する。 [国・県・市・民間] 【5-4】

(緊急輸送道路等の地震対策の推進)

○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を 着実に進める。[国・県・市]【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】【3-2】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】 【5-5】【6-4】

⑧農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

○家庭内備蓄や企業内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する。[市・地域・民間]【2-1】

(農業用ため池・排水機場等の地震対策等の推進)

- 〇周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池は老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備 を推進する。[県・市]【1-5】
- 〇豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める。[市・地域] 【1-5】
- 〇地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する。[国・県・市]【7-4】
- 〇築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池 の耐震診断や耐震化など総合的な対策を実施する。[県・市]【7-4】

(生産基盤等の災害対応力の強化)

- 〇農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策等、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を促進する。[県]【5-5】
- 〇一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める。[市・民間]【5-1】【5-5】

(森林の整備・保全)

○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を

⑨地域保全

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 〇南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、河川・海岸堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。[国・県・市]【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】
- 〇本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する。「市]【1-4】

(豊川の減災に係る取組の実施)

- ○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った排水計画・復旧計画 の立案を促進する。[国]【1-4】
- ○「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に沿った継続的な取組を推進する。[国・県・市]【1-4】

(土砂災害対策の推進)

〇県が行う土砂災害防止施設整備などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策、市が 行う付近住民への危険性や避難の重要性の周知など、県と市が連携して対策を実施する。[県・市]【1-5】

(水の安定供給体制の確保)

- ○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する。「国・水資源機構・県・市]【6-5】
- 〇異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む。[国・水資源機構・県・市]【6-5】

(海岸防災林の機能の維持・向上)

〇海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能を維持・向上させる。[県]【1-3】

10環境

(災害廃棄物処理計画の推進)

〇平成27年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する。[市]【8-1】

(有害物質の漏えい対策等の推進)

- 〇有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の 適正処理等の対策を推進する。[県・市・地域・民間]【7-5】【8-1】
- 〇有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前 対策の強化を進める。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事 前把握と地域への周知を行う。「市・民間]【7-5】
- 〇火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれ

- があるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する。[県・市・民間] 【5-3】
- 〇有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う。[県・市・民間] 【5-3】
- OPCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する。[市・民間]【8-1】

(廃棄物処理施設の災害対応力の強化)

〇廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要な有用性を確保できる設備を構築する。 [市]【8-1】

(環境監視体制の整備・強化)

○大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震 化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する。[市・民間]【7-5】

⑪土地利用

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

〇人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導 区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する。[市] 【1-3】【1-4】【1-5】

(地籍整備の推進)

〇災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、 地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、地籍整備を推進する。[市]【8-5】

イ 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域防災力・企業防災力の向上)

- ○地震・津波から身を守るため、耐震対策、家具・事務機械等の転倒防止対策、避難の重要性について 周知・啓発を推進する。「市・地域・民間]【1-1】
- 〇家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時 や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する。また、企業においても、発災直後から社 内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する。[市・地域・民間]【2-1】
- ○防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る。また、住民主体の実践的な防災訓練を自ら 企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する。[市・地域・民間]【1-1】【8-3】

(人材の育成)

- 〇地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーの養成を推進する。[市・地域] 【8-3】
- 〇児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する。[市・地域]【8-3】
- 〇災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座

- への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災 訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める。[市・ 地域]【8-2】
- 〇本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を 行う。[市・民間]【8-2】
- 〇災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、 相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う。[市・地域]【8-2】
- 〇避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる。また、BCPや各種マニュアル等を見直す。[市] 【3-2】【6-6】

(効果的な教育・啓発等の推進)

- 〇ハザードマップの作成や防災講話等による南海トラフ地震被害予測調査結果や各種ハザードマップの 周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する。[市]【1-3】【1-6】
- 〇行政と自治会や自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う。また、避難所開設に備え、避難所要員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について共有を進める。[市・地域]【6-6】
- 〇防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する。[国・県・市・民間・地域]【1-4】

(避難所間での格差防止)

○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策について検討する。「市]【6-6】

(復旧・復興を担う人材等の定住促進)

〇復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。[県・市]【8-2】

②老朽化対策

(非構造部材の耐震化の推進)

〇市有公共施設の躯体の耐震化は完了しているが、非構造部材は未完了であり、老朽化が進んでいる施設もあることから、公共施設等総合管理計画や関連施設の個別計画等に基づき、施設の最適化を図りつて、非構造部材の耐震化を推進する。[市]【3-2】【6-6】

(道路施設の老朽化対策)

〇橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を 実施する。 [国・県・市] 【6-4】

(管路の老朽化対策)

○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽管の更新を計画的に推進する。また、下水道管路施設についても、重要管路を優先的に老朽化対策を推進する。[市]【6-2】【6-3】

(農業用ため池・洪水調整池・排水機場の老朽化対策等)

〇周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に 応じ、順次整備を推進する。[県・市]【1-5】【7-4】【8-5】 ○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する。[県・市]【7-4】

(耐震性防火水槽の更新整備)

〇震災時に有効な消防水利となる耐震性防火水槽を計画的に整備しているが、優先度の高い地域から計画的に整備を行うとともに、老朽化の著しい防火水槽の維持管理、更新整備を行う。[市]【7-1】

(水閘門・排水機場・農業集落排水施設等の老朽化対策)

〇河川・海岸の水閘門・排水機場、農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等を推進する。[国・県・市]【1-3】【1-4】【6-3】【8-5】

③研究開発

(大学への研究委託)

○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災 対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する。[東三河8 市町村・民間]【3-2】

(戦略的イノベーション創造プログラムの活用)

〇戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおける研究開発で得られた成果を本市の災害情報共有システムで活用する。[市]【1-6】

④産学官民·広域連携

(大規模災害時の広域連携の推進)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。[国・県・市・民間]【2-1】

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。[東三河8市町村]【3-2】

(物資調達・供給体制の構築)

〇避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する。[市・民間]【2-1】

(ゼロメートル地帯における広域避難の体制の確立)

○ゼロメートル地帯対策として、広域避難の検討を行う。[県・市]【1-4】

取組主体の種類 [国]:中部地方整備局などの地方行政機関

[県]:愛知県(県警本部を含む)

[市]:豊橋市

[地域]:地域コミュニティ、自主防災会、市民など

[民間]:事業者、民間団体など

[その他]:公共機関、公的団体等は具体的名称を記載

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市長を会長とする「豊橋市地震防災対策推進会議」を中心とした全庁部局横断的な体制のもと、取組を推進します。

また、地域強靱化を実効あるものとするため、市のみならず、国、県、近隣自治体等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱化の取組を推進します。

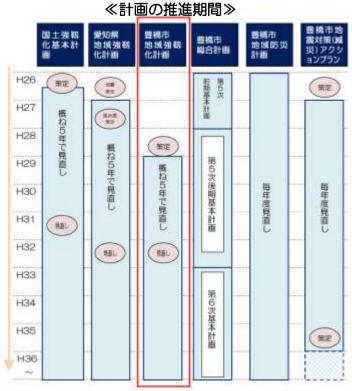
2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するため、第4章「2 推進すべき施策の方針」で示した 各取組主体が進めていく強靱化に資する施策・事業を、リスクシナリオごとに整理 し、毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、計画・実施・評価・ 改善のPDCAサイクルを繰り返していきます。

3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととします。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行います。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靱化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。



(別紙)脆弱性評価結果

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-1 建物等の大規模倒壊や 住宅密集地区における 火災による多数の死傷	(住宅・建築物等の耐震化) 〇住宅・建築物のさらなる耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。
者の発生	(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進) 〇広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策について 取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防 止対策を促進する必要がある。
	(火災に強いまちづくりの推進) ○避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。 ○市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼防止対策、及び老朽放置空家対策を推進する必要がある。
	(地域防災力・企業防災力の向上) 〇自衛消防組織の強化を図り、地域防災力や企業防災力を向上させるため、校区・町防 災会等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・ 強化させる必要がある。
	(応急救護所の機能充実等) 〇災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、校区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる必要がある。
	(指標) ◆住宅の耐震化率 現状値:91.4%(H27) ◆家具の固定率 現状値:61.9%(H27) ◆現在施行中の土地区画整理事業進捗率 現状値:76%(H27) ◆消防職員による防災・減災啓発の戸別訪問率 現状値:51.9%(H27) ◆応急救護所開設訓練実施箇所数 現状値:17箇所(H27)
リスクシナリオ 1-2 不特定多数が集まる施 設の倒壊・火災	(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) ○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。 ○「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。
	400 A 1-40 M

〇昭和 56 年以前に建設された耐震性の低い社会福祉施設の改修を促進させる必要が

(社会福祉施設の耐震化)

ある。

起きてはならない	
最悪の事態	ル 羽 性
	(災害対応能力の向上) ○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働 訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力を向上させ る必要がある。
	(指標) ◆特定既存耐震不適格建築物数 現状値:557棟(H27)
リスクシナリオ 1-3 大規模津波・高潮による多数の死者の発生	(津波避難対策の推進) ○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する必要がある。 ○津波浸水想定区域における地域住民との協働によるコミュニティマップ(津波避難マップ)の作成や早期避難を目指した実践的な訓練を行う必要がある。また、避難誘導事業の着実な推進など、ソフト・ハード両面からの津波避難対策を推進する必要がある。 ○表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導体制を検討する必要がある。 ○平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う必要がある。また、自転車ネットワーク路線の整備を推進する必要がある。 (災害リスクを考慮した土地利用への転換) ○人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する必要がある。 (臨海部における高潮対策の検討) ○産業集積地である臨海部(明海地区、神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。 〈関係機関等の取組や意見〉 ◆津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の関連等を推進する必要がある。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場等の
	耐震対策を推進する必要がある。【県東三河建設事務所】【県東三河農林水産事務所】 ◆海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持 つことから、その機能を維持・向上させる必要がある。【県東三河農林水産事務所】 ◆浸水被災想定エリア内については、多数の死者の発生が想定される。エリア内の住民 が、被災の可能性を認識し、避難行動を如何に早く起こすかが鍵となる。また、その 後の啓開活動への移行が、人的被害の減少につながる。【名古屋国道事務所】
	(指標) ◆河川堤防の耐震化 現状値:0河川(H27) ◆海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値:0海岸(H27) ◆河川の水閘門等の耐震化 現状値:0河川(H27) ◆農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ◆農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26)

起きてはならない 最悪の事態

脆弱性評価結果

リスクシナリオ 1-4

大規模地震や異常気象 等による広域かつ長期 的な市街地等の浸水に よる多数の死傷者の発 生

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○河川·海岸堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。 ○本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要 な防災対策を推進する必要がある。

(河川改修の推進)

○洪水等による災害の防止または軽減を図るため、河川改修を推進する必要がある。

(災害リスクを考慮した土地利用への転換)

〇人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する必要がある。【再掲】

(ハザードマップの作成・周知啓発)

〇最新の洪水浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、 住民への周知啓発を行う必要がある。

<関係機関等の取組や意見>

- ◆ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める必要がある。【豊橋河川事務所】【県東三河農林水産事務所】
- ◆河川・海岸堤防、水門等の耐震化、河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備を推進する必要がある。この際、排水システム全体での上下流バランスを確保する必要がある。あわせて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、これらハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。【豊橋河川事務所】【県東三河建設事務所】
- ◆河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【豊橋河川事務所】【県東三河建設事務所】【県東三河農林水産事務所】
- ◆効果的な減災に資する施策の優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して災害等に 強い国土及び地域をつくることが必要である。【豊橋河川事務所】
- ◆大規模自然災害に対しては、国民自らの生命及び生活を守ることができるように災害に対する意識を持つとともに、地域で助け合えるような地域防災力の向上策が必要である。【豊橋河川事務所】
- ◆「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に基づき、排水計画・復旧計画を立案する必要がある。【豊橋河川事務所】
- ◆「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針の取組を継続的に実施していく必要がある。【豊橋河川事務所】
- ◆防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する必要がある。【豊橋河川事務所】

(指標)

- ◆堤防天端の保護(豊橋河川事務所計画) 現状値:0箇所(H27)
- ◆護岸機能調査実施率 現状値:0% (H27)
- ◆ (再掲) 河川堤防の耐震化 現状値:0河川(H27)
- ◆ (再掲) 海岸堤防 (水管理・国土保全局所管) の耐震化 現状値:0 海岸 (H27)
- ◆ (再掲) 河川の水閘門等の耐震化 現状値: 0 河川 (H27)
- ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27)
- ◆ (再掲) 農業用排水機場の耐震化 (愛知県全体値) 現状値:19 箇所 (H26)

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 1-5	(土砂災害対策の推進)
大規模な土砂災害等に よる多数の死傷者の発 生	○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に推進する必要がある。 ○土砂災害(特別)警戒区域の指定がなされた地区について、土砂災害の危険性や避難の重要性について周知を図るため、土砂災害ハザードマップの作成・配布を行う必要がある。また、必要に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など、住民の防災意識向上策を推進する必要がある。
	(農業用ため池・洪水調整池の安全性向上) ○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。 ○豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める必要がある。
	(災害リスクを考慮した土地利用への転換) 〇人口減少に適応した都市構造への転換を図るため立地適正化計画の作成を進めているが、「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外について検討する必要がある。【再掲】
	(指標) ◆土砂災害ハザードマップ作成箇所数 現状値:88 箇所(H27) ◆農業用ため池の耐震化等の整備(愛知県全体値) 現状値:31 箇所(H26)
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	(情報収集手段の多様化と一元的集約) ○ETC2○ 車載器及びETC2○ 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。 ○災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。 ○ICTを用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する必要がある(SIPの活用)。
	(市民への確実な情報の伝達) 〇市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。
	(適時・適切・確実な情報の発信) 〇避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講する必要がある。
	(効果的な教育・啓発の推進) 〇主体的な避難を促すため、ハザードマップ等による地域の災害リスクの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆平成 25 年度末より伊勢湾口沖の GPS 波浪計観測データの津波観測情報の港湾管理 書、関係自治体への配信について試行運用を開始している。試行運用は視を検討します。

者、関係自治体への配信について試行運用を開始している。試行運用状況を検討し津波情報提供体制の強化として、沿岸域市町への情報提供先(利用者)の拡大に取り組

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	んでいる。【中部地方整備局】
	(指標) ◆豊橋ほっとメール登録者数 現状値:30,006 人(H27)

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

		立上と次の り込め 一次心へ とぶん 動 はの ただに はずが (で 100
	なされない場合の必要な対応を含む)	
	起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物 資供給の長期停止	 (物資輸送ルートの確保) ○地震による市民生活への影響を最小限にとどめるため、緊急輸送道路の地震対策、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート確保など、ライフラインの機能を守り緊急輸送道路及び緊急道路へのネットワークの構築を進める必要がある。 ○陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における地震・津波対策を着実に推進する必要がある。 ○災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により、海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する必要がある。 	
		(水道施設の老朽化対策等の推進) 〇安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する 必要がある。
		(応急給水体制の確立) 〇災害時において、効率的かつ状況に応じた臨機応変な応急給水活動を実施できるよう、具体的活動方法などを確立する必要がある。
		(備蓄の推進) ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。 ○避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、本市の備蓄計画に基づき、公的備蓄を維持・充実する必要がある。
		(物資輸送体制の強化) 〇地震発生時に救援物資の輸送を迅速かつ効率的に行うため、本市と物流事業者が連携 して、食料・物資の確保・配送や救援物資等の受け入れ・配送等について連絡体制を 確立するとともに、最適な輸送手段や人員配置について検討を行う必要がある。
		(物資調達・受援体制の構築) 〇産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練の実施など、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める施策を推進する必要がある。
		(大規模災害時の広域連携の推進) 〇大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や 関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。
		〈関係機関等の取組や意見〉 ◆物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路の地震対策を着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯などの甚大な被害のおそれのある地域や、その他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の地震対策を図る必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆豊橋航路の北と南にある2本の防波堤は、南海トラフ巨大地震・津波に対応した嵩上ば第の配票は対が概ねのコストー港波や京湖に対し、 は第の配票は対が概ねのコストー港波や京湖に対し、 は第一の配票は対が概ねのコストー港波や京湖に対し、 は第一の配票は対が概ねのコストー港波や京湖に対し、 は第一の配票は対が概ねのコストー港波や京湖に対し、 は四年を発展できる。 は2000年度に対しています。

河港湾事務所】

げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し効果を発揮できる状況にある。【三

◆三河港神野地区において発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深12 mの耐震強化岸壁の工事を施工中であり、早期の完成を図る。【三河港湾事務所】

+7+-144241	
起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	◆伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、平成 28 年 2 月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定した。今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。【中部地方整備局】
	(指標) ◆非常用食料備蓄目標達成率 現状値:100%(H27) ◆7日分以上の家庭内備蓄を備える世帯数 現状値:約10%(H25)
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる 孤立地域等の同時発生	(孤立地域等の発生防止) ○海抜ゼロメートル地帯における広域防災拠点整備として、ヘリコプター離着陸適地の 選定・確保及び整備を促進する必要がある。
	<関係機関等の取組や意見> ◆災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備を推進する必要がある。特にゼロメートル地帯等甚大な被害のおそれのある地域では、道路網の充実に努める必要がある。【県東三河建設事務所】
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、 海保等の被災等による 救助・救急活動等の絶 対的不足	(災害対応の体制・資機材の強化) ○消防署所について、市保全計画に基づき適切に維持管理を行うとともに、時代に合わせた機能強化を引き続き進める必要がある。また、機能の不足(敷地狭小、老朽化など)のある施設は、計画的に移転・建替を実施する必要がある。 ○大規模化、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両・資機材の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を進める必要がある。 ○自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。
	(消防団の災害対応力の強化) 〇地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、また、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。
	<関係機関等の取組や意見> ◆災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な 交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。【県東三河建設事 務所】
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動 のためのエネルギー供 給の長期途絶	(災害時における燃料の確保) 〇市役所、消防署や医療機関等において必要とする非常用発電設備用の石油燃料や緊急車両への燃料を確保するため、石油業協同組合など燃料供給事業者との協定に基づく訓練の実施や検証を行う必要がある。
	(災害時における電力の確保) 〇市役所や消防署等において、電力の確保対策のため非常用発電設備の強化を進める必要がある。
	(豊橋市民病院の施設・設備の耐震化) 〇豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する必要がある。 〇豊橋市民病院の災害時における医療機能を確保・充実するため、更新・増設した非常用発電設備への切り替えなど、老朽化した設備を更新する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与する緊急輸送道路の地震対策を進める必要がある。【県東三河建設事務所】【再掲】

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ2-5 想定を超える大量かつ 長期の帰宅困難者の発 生による都市の混乱	(帰宅困難者等支援対策の推進) 〇豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を 策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導 体制を構築、定期的な訓練を実施する必要がある。
	(代替輸送手段の確保等) ○大規模災害時において、遠距離を移動する必要がある帰宅困難者の帰宅支援のため、 鉄道不通時の代替輸送手段の確保等について、公共交通事業者等と検討する必要があ る。
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の 絶対的不足・被災、支 援ルートの途絶による 医療機能の麻痺	(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)○災害拠点病院や救急医療施設については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。さらに、浸水域にある災害拠点病院や第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。
	(豊橋市民病院の災害医療体制の確保) 〇「地震等広域災害発生時における相互医療協力に関する協定」を締結している市立病院との協力体制やDMATの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する必要がある。
	(教命体制の強化) ○大規模災害時の対応を考慮し、救急救命士の計画的な養成や補助にあたる救急隊員を含む質の確保を行う必要がある。 ○現在、救急救命士は救急隊としての活動が中心だが、業務範囲を救助隊等にも拡大させるなど、救命体制の強化に向け検討する必要がある。
	(医師会等関係機関との連携強化) 〇災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。
	(要配慮者の一時的受入体制の整備) 〇指定避難所における長期避難生活が困難となる高齢者や障害者などの要配慮者が二次的に避難する場所を確保するため、社会福祉施設への受入体制の整備を推進する必要がある。
	(災害時保健活動の確保) 〇発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路の地震対策や道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進める必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆明海地区内には 12,000 名の従業員が従事しており、大型設備に囲まれているため重篤患者発生のリスクは大きい。また、近隣に大崎校区避難所はあるが、避難できたとしても大崎避難所の収容可能人数を上回る可能性が大きい。これらにより、臨海部
	(明海地区)と市との的確な情報連絡体制の確立、合同訓練等の実施、応急救護所設置・運営体制の充実など、市との連携強化が必要である。【明海地区防災連絡協議会】 (指標)

現状値:94% (H27)

◆緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市)

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・ 感染症等の大規模発生	(感染症への対応強化) 〇災害時には感染症のまん延(大規模発生)防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する必要がある。
	(医療機関等との連携及び活動資機材の整備) 〇大規模災害時における疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防等との組織 的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の 整備を推進する必要がある。
	(指標) ◆保有感染防止衣数 現状値:12,000組(H27)

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

	H主直後から必要不可欠な行政機能は唯休する
起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ3-1 被災による警察機能の 大幅な低下等による治 安の悪化	(地域における安全活動の強化) 〇大規模災害の発生後、多数の避難者がいる地域では、住宅侵入盗等の街頭犯罪の多発が懸念されるため、平時より自主防犯団体への支援を実施し、地域における安全活動を強化する必要がある。
	(警察署等の耐震化の促進) 〇警察署や交番等は、その機能が十分発揮されるよう、耐震化を促進する必要がある。
	(指標) ◆自主防犯団体活動の参加者数 現状値:14,892 人(H28)
リスクシナリオ 3-2 行政機関、行政職員等 の被災による機能の大幅な低下	 (市役所の業務継続力の強化) ○豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果を踏まえた「豊橋市役所地震対策業務継続計画」等の改訂や、訓練の実施により実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。 ○「豊橋市ICT業務継続計画」等の運用にあたって、定期的に体制整備に係る計画の見直し及び災害時を想定した訓練を行うことにより、職員等の防災意識を向上させ、業務継続力を強化する必要がある。 ○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。
	(防災拠点等の災害対応力の強化) ○防災拠点として位置付けのある公共施設等については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震・津波等に対して、必要な防災対策を着実に推進する必要がある。 ○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。 ○非常用電源の地震対策や水害対策を推進する必要がある。
	(豊橋市消防活動支援員の登録推進) 〇元消防職・消防団員等が震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する必要がある。
	(タイムラインの策定) 〇大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有・連携し、対応を行うための関係者一体型タイムライン(時系列の行動計画)を策定する必要がある。
	(大学への研究委託) 〇東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する必要がある。
	(大規模災害時における広域連携の推進) ○東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆防災拠点となる愛知県東三河総合庁舎には、非常用発電を設置済であるが、稼動可能時間が短時間であるため、燃料タンクの増強など、機能強化が必要である。【県東三河総局】 ◆地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の地震対策を進める必要がある。【県東

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	三河建設事務所】
	(指標)
	◆ I C T 関連業務の訓練実施及び計画の見直し 現状値:各 1 回 (H28)

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等) 〇電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の地震対策を進める必要がある。 【県東三河建設事務所】 ◆電力の供給停止時には、移動電源車の配備等により電力を確保するが、燃料の調達 については、石油連盟等との協定により、災害時に限り優先的に一定量の提供を受 けられる。【西日本電信電話】
リスクシナリオ 4-2 テレビ・ラジオ放送の中 断等により災害情報が必 要な者に伝達できない事 態	(多様な情報提供手段の確保) ○本市のケーブルテレビ局とコミュニティFM局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送による緊急放送や防災情報等の提供とともに、難聴エリア対策となるため、普及を進める必要がある。 ○災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、事業者が停電や落雷に強いFTTH方式の整備を完了したが、今後、利用者に対しFTTH方式への移行を促す必要がある。 ○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を推進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「OOOOOJAPAN」の普及・啓発を進める必要がある。

大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない

1年に回りとない	
起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクジナリオ 5-1 サプライチェーンの寸断 等による企業の生産力低 下	(事業所等における防災対策の促進) 〇平常時から事業所等での防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。特に、セミナーや研修講座、補助制度を商工会議所や金融機関等と連携して更なるPRを行い、BCP策定に取り組む企業数を増やし、中小企業の防災力及び経営力の強化を促す必要がある。 〇一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。
	(臨海部における高潮対策の検討) 〇産業集積地である臨海部(明海地区・神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。【再掲】
	 <関係機関等の取組や意見> ◆ものづくり愛知の生産拠点と三河港などの物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、道路の地震対策を推進する必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆BCPセミナー及び会報誌を通じて、BCPの取組の必要性等について啓発活動を実施している。BCPの認知度の向上とBCP策定の支援ツールの確立が必要であるが、BCPセミナーや防災フェアによる啓発活動だけでなく、豊橋商工会議所の専門家派遣等を通じて個社支援の強化を図る必要がある。また、有効かつ有益な防災訓練やBCP訓練のノウハウを共有する必要がある。【豊橋商工会議所】【中部ガス】
	◆明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する必要がある。また、埋立地のため液状化を発生させない施策を行う必要がある。【明海地区防災連絡協議会】
	(指標) ◆企業BCP策定支援事業費補助金の支援件数 現状値:2 件 (H27)
リスクシナリオ 5-2 社会経済活動、サプライ チェーンの維持に必要な エネルギー供給の停止	(燃料供給ルートの確保) 〇発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、 情報共有など必要な体制整備を推進する必要がある。
_ 170 T	<関係機関等の取組や意見> ◆緊急輸送道路の地震対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。【県東三河建設事務所】
	(指標) ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94% (H27)
リスクシナリオ 5-3 重要な産業施設の損壊、 火災、爆発等	(自衛消防力の充実強化) ○防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。
	(有害物質等の流出防止対策) ○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。 ○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 5-4 陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止	(道路の災害対応力の強化) ○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。 ○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。 ○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要
	がある。 (産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築) ○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、三河港においては物流インフラ網の構築に向け、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を促進する必要がある。
	(海上輸送拠点の地震・津波対策等の推進) 〇陸上輸送の寸断に備え、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、三河港における 地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【再掲】
	(貨物等の流出防止対策の推進) 〇臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。
	 〈関係機関等の取組や意見〉 ◆伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定した。今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。【中部地方整備局】【再掲】 ◆三河港神野地区において発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深12mの耐震強化岸壁の工事を施工中であり、早期の完成を図る。【三河港湾事務所】 ◆緊急輸送道路等の地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。【東三河建設事務所】 ◆中部版くしの歯作戦等で幹線道路網を確保するが、業者による啓開を踏まえた活動マニュアルの整備を行う。【名古屋国道事務所】 ◆災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、港湾全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、三河港BCPを策定しているが、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく必要がある。【三河港務所】【再掲】
	(指標)

◆(再掲)緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市)

現状値:94% (H27)

起きてはならない 最悪の事態	
リスクシナリオ 5-5 食料等の安定供給の停滞	(物流インフラの災害対応力の強化) ○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等とともに、 輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流のネットワーク の構築を推進する必要がある。
	(農業生産における防災力の強化等) 〇一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や 電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要があ る。
	 〈関係機関等の取組や意見〉 ◆物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進する必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆農林水産業に係る生産基盤等については、農地海岸の耐震、耐津波性の向上、老朽化対策、農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】 ◆豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を促進する。【水資源機構】
	(指標) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26) ◆ (再掲)農業用ため池の耐震化等の整備(愛知県全体値) 現状値:31箇所(H26)

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る

起きてはならない	
最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-1 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライ チェーンの機能停止	 (電力・ガス等供給の災害対応力強化) ○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価等の結果に基づき、発変電所、送電網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を促す必要がある。 ○災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを促進する必要がある。 ○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。
	(石油燃料の確保)○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。○各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
	(エネルギー供給源の多様化) ○エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆早期送電に向けての諸施策・準備・訓練を実施している。また、燃料確保のため、豊橋石油業協同組合と有事における優先給油協定を締結している。【中部電力】 ◆自社パイプラインネットワークの耐震化工事(低圧導管)を計画的に進めている。高中圧導管の最新耐震化率は100%を達成しており、全ての事業所の建物耐震化工事と津波対策をほぼ完了している。【中部ガス】 ◆一部事業所における車両や資機材の津波対策が必要である。【中部ガス】 ◆復旧に向けた人材・資産の保護のため、従業員の住居耐震化推奨策や津波対策高度化の強化推進が必要である。【中部ガス】
	(指標) ◆家庭への再生可能エネルギーの導入量 現状値:31,694kW (H27)
リスクシナリオ6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	(広域的な応援体制の確立) ○大規模自然災害発生時に速やかに対応するため、広域的な応援体制を確立する必要がある。
	(災害時における供給体制の確立) ○南海トラフ地震等の災害時における供給体制を確立するため、水道管の耐震化や老 朽管の更新を計画的に推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備や配水ルー トの多系統化によるバックアップ体制の整備により、更なる供給体制の充実に取り 組む必要がある。
	(応急給水及び上水道復旧体制等の強化) ○他都市からの給水車を円滑に受け入れる体制を確保するとともに、応急措置や復旧を行う要員及び資機材の確保のため、関係業者の協力と内部体制の整備を行う必要がある。
	<関係機関等の取組や意見> ◆豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度か

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	らは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り 1/3 の未完了区画の事業を推進する。[水資源機構] 【再掲】
	(指標) ◆基幹管路の耐震化率 現状値: 21.4% (H26)
リスクシナリオ6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	 (下水道施設の耐災害性の強化) ○地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、機器の保護を目的とした津波対策を推進する必要がある。 ○発災時に下水管路の最低限の流下能力を確保するため、緊急輸送道路や防災拠点等結ばれている重要性の高い管路について耐震補強を行うとともに、下水道施設の老朽化対策を進める必要がある。
	(最終処分場の機能強化) ○最終処分場の浸出水処理施設の長期にわたる停止を避けるため、施設の老朽化診断 及び老朽化対策により機能を保持するとともに、非常用発電機の導入、燃料・水処 理に必要な薬品類を確保する必要がある。
	<関係機関等の取組や意見> ◆農業集落排水施設等の耐震化や老朽化等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】
	(指標) ◆下水道(施設)の耐震化率 現状値:61.3% (H27) ◆下水道(重要管路)の耐震化率 現状値:74.6% (H27) ◆農業集落排水施設の機能診断(愛知県全体値) 現状値:40% (H26)

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ 6-4 地域交通ネットワークが 分断する事態	(災害時における陸・海の輸送ルートの機能確保) ○災害時の海上物流機能を確保するため、三河港神野地区 7 号岸壁の耐震強化等により海上陸上物流の連携したネットワークを構築しているが、大規模災害時においても陸・海の基幹的交通ネットワークの機能停止に陥らせない対策を検討する必要がある。
	〇地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【再掲】
	○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。【再掲】 ○災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。
	○脆弱性を確認するため、主要交通を担う道路の点検を実施するとともに、道路構造 の改良や代替路の選定を進める必要がある。
	〇陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、 港湾における地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道 路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必 要がある。【再掲】
	〇高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。
	(道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化) ○大規模地震発生後、ETC2○プローブ情報や民間プローブ情報の活用等により、 交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を推進する必要がある。
	〇大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。
	○南海トラフ地震対策中部圏戦略会議が策定・公表している「中部版くしの歯作戦」 について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。ま た、国、県、隣接自治体との連携の強化を推進する必要がある。 ○災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、
	路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。
	○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める必要がある。
	(緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化) ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務 となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指 導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援 制度の創設を検討する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆三河港神野地区において発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深 12 mの耐震強化岸壁の工事を施工中であり、早期の完成を図る。【三河港湾事務所】 ◆輸送ルートの確実を確保や、報声関の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送された。 ◆輸送ルートの確実を確保や、報声関の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送された。 ◆輸送ルートの確実を確保や、報声関の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送された。 ◆

◆輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道

路等の地震対策を着実に進める必要がある。【県東三河建設事務所】

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	◆伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定した。今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。【中部地方整備局】【再掲】 ◆橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。【名古屋国道事務所】
	(指標) ◆ (再掲) 緊急輸送道路等の危険箇所対策の実施率(市) 現状値:94%(H27) ◆渥美線の優先復旧区間内で耐震化対策工事を実施した橋梁数 現状値:4箇所(H27)
リスクシナリオ 6-5 異常渇水等による用水の 供給の途絶	(水の安定供給) ○大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する必要がある。 ○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある。
リスクシナリオ 6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が 出る事態	(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進) 〇避難者の安全な避難所生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の 老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必 要がある。
	(避難所運営体制の整備) 〇円滑な避難所開設・運営に向けて、避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、自治会や自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるよう意識啓発に取り組む必要がある。
	(避難所間での格差防止等) 〇避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策を検討し、他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。 〇大規模災害時に想定される指定避難所以外への避難者に対しても、必要な食料や飲料水、生活物資を供給できるよう、適切な場所への分散備蓄について検討する必要
	がある。 (避難所備蓄品及び救助用資機材の確保)
	〇避難所の備蓄品及び救助用資機材は、適正な保管状態で備えるとともに、物品等を 災害から守るための対策を講じる必要がある。また、災害時にすぐ使用できるよう、 避難所要員、施設管理者、地域で資機材の取扱方法等の共有を進める必要がある。
	(要配慮者等への支援体制の整備)○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。
	(指標) ◆避難行動要支援者台帳登録者数 現状値:1,565人(H27) ◆要配慮者受入れ協定締結施設数 現状値:37施設(H27)

目標了

制御不能な二次災害を発生させない

施弱性評価結果 方・救急活動能力の充実・強化) 規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防力体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わて横断的に進める必要がある。 後に強いまちづくりの推進) 維・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等によると、公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向きせるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。 5日 といるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。 5日 といるとした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消費
規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防 D体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備とともに、通信基盤・ Bの堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充 強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わ で、災害派遣医療がある。 後に強いまちづくりの推進) 推・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による B、公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向 をせるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。
推・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による 路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向 させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。 再掲】
5.他を中心とした孙ု煙・煙失する建筑物が多い地域において、虫が成正・初間83~
電話を中心とした延焼 が焼入する建業物が多い地域において、出火的正 が知用 ・延焼防止対策、及び者朽放置空家対策を推進する必要がある。【再掲】 街地での火災の拡大を防ぐオープンスペースを確保するため、土地区画整理事業 の進捗に合わせ、市街化区域内の公園・緑地の整備を推進する必要がある。 災時に有効な消防水利となる耐震性防火水槽を計画的に整備しているが、優先度 弱い地域から計画的に整備を行うとともに、者朽化の著しい防火水槽の維持管理、 所整備を行う必要がある。
が団の災害対応力の強化) 或防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実、 こ、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実 こを推進する必要がある。【再掲】
票) 再掲)現在施行中の土地区画整理事業進捗率 現状値:76%(H27) E施行中の土地区画整理事業地内の街区公園等の整備面積 現状値:2.38ha(H26) 慢性防火水槽整備率 現状値:52%(H27)
流物防止対策の推進) 見模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害 発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
弯物流機能の耐災害性の向上) 書時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化等、物レートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する必要がある。
深機関等の取組や意見> 災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止るため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火質害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知度が必要がある。【明海地区防災連絡協議会】 明消火などを明海地区内で対処するための相互応援体制の検討や、明海地区の災域応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用の検討を促す必要がある。【明地区防災連絡協議会】 改等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する必要がある。【県東三河建築務所】【再掲】 川の河口部や海岸にある水閘門等が地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等に進する必要がある。また、地震後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震対策を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【再掲】 内耐震対策を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【再掲】

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
ACIDAY FIDA	策定した。今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく必要がある。【中部地方整備局】【再掲】
	(指標) ◆ (再掲)河川堤防の耐震化 現状値:0河川(H27) ◆ (再掲)海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値:0海岸(H27) ◆ (再掲)河川の水閘門等の耐震化 現状値:0河川(H27) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26)
リスクシナリオ 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に よる直接的な被害及び交 通麻痺	(沿道の通行障害建築物の耐震化の促進) ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。【再掲】
	(災害情報の収集体制の強化) 〇各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな 立案等、災害情報の収集体制の強化を進める必要がある。
	(指標) ◆ (再掲) 特定既存耐震不適格建築物数 現状値:557棟 (H27)
リスクシナリオ 7-4 排水機場等の防災施設、 ため池等の損壊・機能不 全による二次災害の発生	(排水機場等の防災対策の推進) 〇排水機場の損壊・機能不全による浸水の長期化等、二次災害の発生を防ぐため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。
	(ため池の防災対策の推進) 〇周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【再掲】
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を進める必要がある。【県東三河農林水産事務所】 ◆排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。【県東三河農林水産事務所】
	(指標) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画)現状値:0箇所(H27) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値)現状値:19箇所(H26) ◆ (再掲)農業用ため池の耐震化等の整備(愛知県全体値)現状値:31箇所(H26) ◆農業用ため池の耐震診断の実施(愛知県全体値)現状値:603箇所(H26)
リスクシナリオ 7-5 有害物質の大規模拡散・ 流出	(石綿飛散防止対策の推進) ○倒壊建屋等の解体時に適切に石綿(アスベスト)除去作業が行われず、石綿が飛散し市民に健康被害が発生するリスクがあるため、石綿が使用されている建築物・構造物については、平常時において除去することを促す施策を推進する必要がある。 ○市内で石綿が使用されている建築物を調査し、関係機関において情報共有を進める必要がある。
	(PCB廃棄物等の適正処理による流出リスクの軽減) 〇建屋倒壊等による PCB の漏えいによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、PCB 含有電気機器等保管及び使用事業者に対し、適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。また、災害時に活用される市の施設にも PCB 含有電気機器等が使用または保管されている現状があり、早急に処分を完了させる必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	(環境監視体制の整備・強化) ○大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。
	(特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進) 〇特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の 耐震化を促進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。【明海地区防災連絡協議会】【再掲】
リスクシナリオ 7-6 農地・森林等の荒廃によ る被害の拡大	<関係機関等の取組や意見> ◆森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】
リスクシナリオ 7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	(的確な情報発信のための体制強化) 〇災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
リスクシナリオ8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態	(災害廃棄物処理計画の実施) ○平成 27 年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、 災害廃棄物処理対策等を定めた。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、 災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置 などを検討する必要がある。
	(廃棄物処理施設の災害対応力の強化) 〇廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要なユーティリティーを確保できる設備を構築する必要がある。
	(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理) 〇PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。
リスクシナリオ8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	 (災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築) ○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーターー人ひとりの質の向上に努める必要がある。 ○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。 ○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。
	(復旧・復興を担う人材等の定住等) ○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への 定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。
	(地方行政機関等の体制・施設の強化) 〇大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の 大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。
	(事前復旧・復興体制の強化) 〇本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う必要がある。 〇大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆TEC-FORCE(リエゾン含む)を派遣する国土交通省の各機関は、あらかじめTEC-FORCE 活動計画の策定及び各機関の派遣要領に基づく派遣体制を確立する必要がある。【中部地方整備局企画部】

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	(指標) ◆災害ボランティアコーディネーター養成講座受講者数 現状値:332人(H27) ◆県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練 現状値:実施(県)、参加(市)
リスクシナリオ8-3 地域コミュニティの崩壊、 治安の悪化等により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態	(防災コミュニティの推進) ○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーを養成する必要がある。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。 ○住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。
	(地方行政機関等の体制強化) ○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等(警察/消防等含む)の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。
	(指標) ◆防災リーダー養成講座修了者数 現状値:608人(H27) ◆まちづくりモデル校区事業実施校区数 現状値:9 校区(H27)
リスクシナリオ8-4 新幹線等の基幹インフラの 損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	 (幹線道路のネットワーク化の推進) ○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【再掲】 ○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路網の整備を促進する必要がある。【再掲】
	(幹線交通分断対策の推進) 〇地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。
リスクシナリオ 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(護岸施設の強化) ○本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する必要がある。 (地籍整備の推進)
	〇災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、地籍整備を推進する必要がある。
	(洪水調整池の機能強化)○浸水被害を軽減する洪水調整池について、老朽化や地震対策のため耐震調査や機能診断を実施し、調査等の結果に応じて整備を推進する必要がある。
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備しておく必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆河川・海岸堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【再掲】

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	(指標) ◆都市部官民境界基本調査(神野新田地区) 現状値:0.33 km²(H27) ◆ (再掲)河川堤防の耐震化 現状値:0河川(H27) ◆ (再掲)海岸堤防(水管理・国土保全局所管)の耐震化 現状値:0海岸(H27) ◆ (再掲)河川の水閘門等の耐震化 現状値:0河川(H27) ◆ (再掲)護岸機能調査実施率 現状値:0%(H27) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(愛知県全体値) 現状値:19箇所(H26) ◆ (再掲)農業用排水機場の耐震化(豊橋市計画) 現状値:0箇所(H27)
リスクシナリオ8-6 被災者の住居確保等の遅延 による生活再建の遅れによ り、人口や企業が流出する 事態	(罹災証明書の迅速な発行) ○罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から被災者支援システムを活用するとともに、従事者等全員を対象とするシステム操作研修や住家の被害認定調査業務実務研修の実施に取り組む必要がある。
李 松	(早急な住宅確保に向けた取組) 〇応急仮設住宅建設マニュアルの整備及び建設候補地の台帳の更新を行う必要がある。また、県のマニュアル作成に合わせ、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制の整備を行う必要がある。
	(事前復旧・復興体制の強化) ○本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う必要がある。 ○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進めていく必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。
	(臨海部における高潮対策の検討) 〇産業集積地である臨海部(明海地区・神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。 【再掲】
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る必要がある。【県東三河建設事務所】 ◆明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進する必要がある。また、埋立地のため液状化を発生させない施策を行う必要がある。【明海地区防災連絡協議会】【再掲】 (指標)
	(16保) ◆ (再掲)県・市町村職員向け震災復興都市計画模擬訓練 現状値:実施(県)、参加(市)

※指標の()内には、現状及び目標達成の年次を表示している。

2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

ア 個別施策分野

ア 個別施策分野	'
分野	脆弱性評価結果
①行政機能/警察・消防等	■行政機能 (市役所の業務継続力の強化) ○「豊橋市役所地震対策業務継続計画」、「豊橋市民病院地震対策業務継続計画」、「上下水道事業継続計画」、「豊橋市ICT業務継続計画」などの業務継続計画(BCP)や災害対策本部各部班行動マニュアル等について、実効性の確保のための訓練や検証を実施するとともに、不断の見直しを行う必要がある。【3-2】 ○他地域で災害が発生した時には、それを参考に本市のBCPやマニュアル等の見直しを行う必要がある。【6-6】 ○本市の備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する必要がある。【2-1】
	(防災拠点施設の機能強化) ○災害対策本部を設置する市役所西館の非常用発電機は、燃料タンクの設置及び発電機の更新により、連続稼働時間を72時間まで延長したが、引き続き、市役所、消防署、避難所等の防災拠点施設の地震対策、水害対策、電源対策等を進める必要がある。【2-4】【3-2】 ○大規模災害時における庁舎機能を確実に確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。【3-2】 ○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を推進する必要がある。【8-2】
	(早急な生活再建に向けた体制整備) ○被災者の住居確保等が遅延することで、生活の再建に遅れが生じないよう、罹災証明書発行業務の迅速性と的確性の確保に向け、平常時から住家の被害認定調査業務実務研修や被災者支援システム操作研修の実施に取り組む必要がある。【8-6】 ○応急仮設住宅を迅速に建設するためのマニュアル整備及び建設候補地の台帳の更新、民間借上住宅の提供に係るマニュアル及び体制を整備する必要がある。【8-6】
	■警察・消防等 (警察・消防施設の強化) ○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、情報通信施設等において、 その機能が十分発揮されるよう、整備や地震対策等を推進する必要がある。【2-3】【3-1】
	(災害対応装備資機材等の充実) 〇災害対応のための車両、装備資機材等の計画的な更新、時代の変化・災害想定の変化に合わせた充実強化を図る必要がある。【2-3】
	(消防団の災害対応力の強化等) 〇地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を進めるとともに、地域の災害活動拠点である消防団器具庫・詰所や消防団車両等の装備の充実強化を推進する必要がある。また、震災時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事する「消防活動支援員」の登録を推進する必要がある。【2-3】【3-2】【7-1】
	(治安維持のための体制確保) 〇治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。【8-3】
②住宅・都市	(耐震化の促進) ○既存建築物の耐震化促進を図るため、平成14年度から住宅を中心とした耐震化支援施策に取り組んでおり、「豊橋市耐震改修促進計画」に基づき住宅耐震化を推進しているが、今後も支援策を継続するとともに、建物所有者に対する啓発を強化する必要がある。【1-1】 ○不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促すため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要があ

分野 脆弱性評価結果

る。【1-2】

- 〇「特定既存耐震不適格建築物(1号)」(百貨店、集会場、学校など多数の者が利用する一定規模以上の建築物)に該当し、特に大規模で不特定多数の者が利用する建築物「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が低く、今後の耐震化の対応が未定となっている民間建築物の耐震化を促進する必要がある。【1-2】
- ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化については、建物所有者の努力義務となっているが、個人所有の建築物も多く、耐震化促進のために、所有者に対して指導・助言など直接的な啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促す支援制度の創設を検討する必要がある。【6-4】【7-3】
- 〇特定既存耐震不適格建築物(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)の耐震化を 促進する必要がある。【7-5】

(津波避難対策の推進)

○津波災害が生じるおそれがある地域については、津波避難ビル(施設)の指定・確保を推進する必要がある。また、表浜海岸は、周辺の地理に不案内なレジャー客が訪れることから、迅速・的確な避難・誘導体制を検討する必要がある。【1-3】

(家具・機械設備等の転倒防止対策の促進)

○広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について、 取組を強化する必要がある。また、企業においても、機械設備・事務機器等の転倒防止対策 を促進する必要がある。【1-1】

(火災に強いまちづくりの推進)

- 〇避難・延焼遮断空間の確保と狭あい道路の解消のため、土地区画整理事業等による道路・公園等の公共施設の整備を推進する必要がある。また、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進する必要がある。【1-1】【7-1】
- 〇市街地を中心とした延焼・焼失する建築物が多い地域において、出火防止・初期消火・延焼 防止対策、老朽放置空家対策を推進する必要がある。【1-1】【7-1】

(水道施設の老朽化対策等の推進)

○安全・安心な給水の確保のため、水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を推進する必要がある。【2-1】

(下水道施設の耐震化等の推進)

〇地震対策として下水処理施設の耐震調査を行い、耐震性能の把握とその対策を進めているが、施設規模の大きい中島処理場や富士見台処理場を優先して設備の耐震化を推進するとともに、津波浸水想定エリア内の施設については、施設の重要度に応じて、機器の保護を目的とした津波対策を推進する必要がある。【6-3】

(避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

〇避難者の安全な避難生活を確保するため、避難所に指定されている学校施設等の老朽化対策 及び内外壁の落下等を防止するための非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【6-6】

(事前復旧・復興体制の強化)

- 〇本市の実情に応じた行動手順書などを整理した復興都市計画行動手順書を作成し、その検証等を行う必要がある。【8-2】【8-6】
- ○大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、県と復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と協働する取組を県と連携して推進する必要がある。【8-2】【8-6】

(帰宅困難者等支援対策の推進)

〇豊橋駅周辺で発生する帰宅困難者による混乱を避けるため、帰宅困難者等支援計画を策定するとともに、駅周辺関係事業者との連携による支援施設への円滑な受入・誘導体制を構築、 定期的な訓練を実施する必要がある。【2-5】

分野	
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と市町村が協働する取組を支援する必要がある。【県東三河建設事務所】【8-2】
③保健医療·福 祉	(豊橋市民病院の機能維持) ○災害時における対応の強化を図るため、豊橋市民病院と協定を締結する市立病院との協力体制やDMATの受援体制を強化することで、広域災害時における災害医療体制を確保するとともに、新たな被害想定を踏まえた実践的な災害対応訓練を継続的に実施する必要がある。【2-6】 ○豊橋市民病院は、災害拠点病院としての機能を強化するため、受水槽や高架水槽の耐震補強、井戸水浄化設備の設置、非常用発電設備の更新・増設、災害に強い特別高圧受変電設備の設置を実施したが、災害時の医療機能のさらなる確保・充実のために、施設・設備の耐震化や浸水対策などを推進する必要がある。【2-4】
	(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化) ○浸水域にある第二次医療機関について、医療機能を万全に提供できるように、移転等の措置を講じる必要がある。【2-6】 ○災害拠点病院や救急医療施設について、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時における災害医療体制を確保する必要がある。【2-6】
	(応急救護所の機能充実等) 〇災害時における迅速な医療救護活動を実施するため、応急救護所等の機能充実を推進する必要がある。また、校区自治会等と連携した応急救護所開設訓練の実施箇所数を増加させる必要がある。【1-1】
	(感染症等への対応強化) 〇災害時には感染症のまん延(大規模発生)防止対策を指導する職員の不足が想定されることから、感染症まん延防止対策を熟知した職員を育成する必要がある。【2-7】 〇大規模災害時における疫病、感染症等の医療機関及び本市等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。【2-7】
	(医師会等関係機関との連携強化) 〇災害時における医師等医療従事者を確保するため、平常時から医師会等関係機関による災害 時医療連絡協議会等を開催し、連携体制を強化する必要がある。【2-6】
	(災害時保健活動の確保) 〇発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など、中長期的な視点を持った被災地での健康支援活動(保健活動)を速やかに展開する体制を整備するとともに、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する必要がある。【2-6】
	(要配慮者等への支援体制の整備) ○災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組む必要がある。【6-6】 ○要配慮者の避難生活の支援を図るため、必要に応じて社会福祉施設等の運営事業者と受入れに関する協定を締結するとともに、受入体制の見直しを検討する必要がある。【6-6】
	(社会福祉施設の耐震化)(日本会福祉施設の耐震化)(日本会福祉施設の耐震化)(日本会福祉施設の政修を促進させる必要がある。(1-2)

分野	脆弱性評価結果
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆明海地区内には12,000名の従業員が従事しており、大型設備に囲まれているため重篤患者発生のリスクは大きい。また、近隣に大崎校区避難所はあるが、避難できたとしても大崎避難所の収容可能人数を上回る可能性が大きい。これらにより、臨海部(明海地区)と市との的確な情報交換の確立、応急救護所設置・運営に向けた支援、合同訓練等の実施が必要である。【明海地区防災連絡協議会】【2-6】
④エネルギー	(エネルギーの確保対策の促進) 〇エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【6-1】
	(民間事業者との連携による燃料の確保) 〇本市では燃料油類の供給に関する協定を豊橋石油業協同組合と締結しているが、発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。【6-1】
	(エネルギー供給源の多様化) 〇エネルギー供給源を多様化するため、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【6-1】
	<関係機関等の取組や意見> (耐震性に優れたガス管への取り換え) ◆災害に備え、耐震性に優れたガス管への計画的な取換えを推進する必要がある。【中部ガス】 【6-1】
⑤情報通信	(情報収集手段の多様化と一元的集約) 〇ETC2.0 車載器及びETC2.0 対応カーナビから収集したプローブ情報や民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS波浪計の設置・活用等、ITを活用した情報収集手段の多様化・確実化を推進する必要がある。【1-6】 〇災害時に必要な情報を収集・伝達するための各種防災関係システムの統合化・共通化とその運用体制について検討する必要がある。【1-6】 〇ICTを用いて、気象や各種災害情報、及び携帯端末等を通じて市民から直接発信される諸情報を、リアルタイムで共有する仕組みを官民あげて検討する必要がある。【1-6】
	(市民への確実な情報の伝達等) 〇市民一人ひとりへ迅速・確実に災害情報が伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、同報系防災無線、豊橋ほっとメール、防災ラジオ、ホームページ、SNS等を整備しているが、防災ラジオや豊橋ほっとメールのさらなる普及とともに、情報の一括配信システムを構築するなど、情報通信基盤整備を推進する必要がある。【1-6】
	(多様な情報提供手段の確保) ○本市のケーブルテレビ局とコミュニティ FM 局が共同で開発したアプリは、インターネットを利用した音声・文字放送により、緊急放送や防災情報等を提供するほか、難聴エリア対策となるため、普及を進める必要がある。【4-2】 ○災害時における市民への重要な情報伝達手段であるケーブルテレビは、停電や落雷に強いFTTH方式の整備を完了したが、今後、利用者に対しFTTH方式への移行を促す必要がある。【4-2】
	○観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備促進及 び災害用統一SSID「OOOOOJAPAN」の普及・啓発を行う必要がある。【4-2】
	(適時・適切・確実な情報の発信) 〇避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。

分野	
	[1-6]
	(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化) 〇電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。【4-1】
	(的確な情報発信のための体制強化) 〇災害発生時において、風評被害等に対応するため、マニュアルの作成や情報発信手段の確保 など、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。【7-7】
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆平成 25 年度末より伊勢湾口沖のGPS波浪計観測データの津波観測情報の港湾管理者、関係自治体への配信について試行運用を開始している。試行運用状況を検討し津波情報提供体制の強化として、沿岸域市町への情報提供先(利用者)の拡大に取り組んでいる。【中部地方整備局】【1-6】 ↑ またによっています。 スード によっています。 スー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	◆電力の供給停止時には、移動電源車の配備等により電力を確保するが、燃料の調達については、石油連盟等との協定により、災害時に限り優先的に一定量の提供を受けられる。【西日本電信電話】【4-1】
⑥産業・経済	(事業所等の業務継続力の強化) ○事業所等の被災による経済活動の停止や雇用喪失・収入途絶による生活支障が生じることを防ぐため、平常時から事業所等における防災対策やBCPの策定支援、融資制度の充実等の取組を推進する必要がある。【5-1】
	(臨海部における高潮対策の検討) ○産業集積地である臨海部(明海地区、神野地区)が浸水した場合、甚大な被害の発生が懸念され、企業の撤退、雇用喪失、人口減少、経済衰退につながるおそれがあることから、この地域の産業・経済を守るため、高潮対策を検討する必要がある。【1-3】【5-1】[8-6]
	(自衛消防隊の災害対応力強化) ○建防災管理を必要とする事業所においては、大規模自然災害等の発生時には、重要な産業施設の損壊や危険物質の爆発等、大きな被害を発生するおそれがあるため、自衛消防隊の災害対応力の充実強化を進める必要がある。【5-3】
	(有害物質等の流出防止対策等の促進) 〇火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。【5-3】
	○有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。【5-3】 ○初期消火などを事業所集積地域内で対処するための相互応援体制の検討や、事業所集積地域の災害対応力向上のための機材配備や企業備品の相互活用の検討を促す必要がある。【7-2】
	(漂流物防止対策の推進) 〇大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。【7-2】
	(橋梁の落橋防止対策等) 〇明海地区に接続する橋梁の落下防止策等を促進するとともに、埋立地であることから液状化を発生させない施策を検討する必要がある。【5-1】
	(用水施設の大規模地震対策の推進) 〇豊川用水においては、平成 11 年度から施設の老朽化・劣化対策と安定供給を目的とした二期事業を実施しており、幹線水路の複線化を進めている。平成 19 年度からは大規模地震対策も目的に加わり、平成 27 年度までに幹線水路全体の 2/3 の複線化が完了したため、残り

分野	│ 脆弱性評価結果 │
	1/3 の未完了区画の事業を促進する必要がある。[水資源機構] 【5-5】 【6-2】
	<関係機関等の取組や意見>
	を発生させない施策を行う必要がある。【明海地区防災連絡協議会】【5-1】
⑦交通・物流	(基幹的交通ネットワークの機能停止対策の検討等) ○大規模災害時において陸・海の基幹的交通ネットワークを機能停止に陥らせないように、津波・洪水・高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクに対する対策を検討する必要がある。また、発災後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等についても検討する必要がある。特に主要交通を担う道路は、脆弱性の確認ができていないため、道路構造の改良や代替路を選定する必要がある。【6-4】【8-4】
	(緊急物資等供給ルートの確保) 〇地震による市民生活への影響を最小限に止めるため、応急救護所・避難所への緊急物資の供給ルート及び防災拠点等への燃料供給ルートを確実に確保する必要がある。【2-1】【5-2】 【6-4】
	○地域産業活性化のための産業インフラとして、また災害時におけるライフラインとして機能する幹線道路のネットワーク化を進めるため、幹線市道の整備を進める必要がある。【5-4】【6-4】【8-4】 ○救助・救援、物資輸送、復旧活動を支える多重性(リダンダンシー)機能を持つ高規格道路
	網の整備を促進する必要がある。【5-4】【6-4】【8-4】 〇大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する必要がある。 【6-4】
	(緊急道路等の路面陥没対策) 〇災害時において重要な役割を担う緊急道路等の安全・円滑な交通を確保するため、路面陥没の未然防止に資する路面下の空洞状況を事前に調査、対策工事を行う必要がある。【5-4】 【6-4】
	○緊急輸送道路や鉄道の軌道敷の下に埋設されている特に重要な管路の耐震化を進める必要が ある。【6-4】
	(孤立の可能性がある地域へつながる道路整備の推進) ○ゼロメートル地帯など、津波・高潮・洪水等で甚大な被害のおそれのある地域や災害時に孤立の可能性がある地域等へつながる道路の整備や地震対策を推進する必要がある。【2-1】 【2-2】
	(公共交通機関の安全確保・利便性の向上) ○災害発生時における豊橋鉄道渥美線の乗客の安全確保及び輸送力の維持を図るとともに、交差する一般道路などへの被害防止を図るため、橋梁の耐震化対策を引き続き推進する必要がある。【6-4】
	〇高齢者、障害者の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性を鑑み、現在行われている 鉄道駅等のバリアフリー化など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を 引き続き推進する必要がある。【6-4】
	(港湾における地震・津波対策の推進) 〇陸上輸送の寸断に備え、三河港において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の強化など、港湾に

分野	
	おける地震・津波対策のほか、防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。【2-1】【5-4】【6-4】 〇災害時の港湾物流機能の確保策について検討し、また、主要な橋梁の耐震化の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を促進する必要がある。【7-2】
	(自転車避難の活用検討) 〇平常時においても近距離の移動に最適であり、燃料を必要としない交通手段である自転車について、災害時における移動手段として活用できる環境づくりを行う必要がある。また、自転車ネットワーク路線の整備を推進する必要がある。【1-3】
	(幹線交通分断対策の推進) 〇地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。【8-4】
	(貨物等の流出防止対策の推進) 〇臨海部のふ頭用地には、完成自動車やコンテナ等の貨物が蔵置されており、津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路などの水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、貨物流出防止対策を推進する必要がある。【5-4】
	<関係機関等の取組や意見> ◆豊橋航路の北と南にある2本の防波堤は、南海トラフ巨大地震・津波に対応した嵩上げ等の耐震補強が概ね完了し、津波や高潮に対し効果を発揮できる状況にある。【三河港湾事務所】 【2-1】
	◆三河港神野地区において、発災時の緊急物資輸送や物流の早期回復に資する水深12mの耐震強化岸壁の工事を施工中であり、早期の完成を図る。【三河港湾事務所】【2-1】【5-4】【6-4】 ◆伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、平成28年2月に伊勢湾BCP及び緊急確保航路等航路啓開計画を策定した。今後、伊勢湾BCP協議会において、防災訓練を踏まえ見直しを行っていく。【中部地方整備局】 【2-1】【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】
	◆災害発生後でも一定の港湾機能を維持しつつ、港湾全体の物流機能の早期回復を図り、津波・高潮からの確実な避難を図るため、三河港 BCP を策定しているが、今後、学習・訓練を定期的に実施し、継続的に改善していく必要がある。【三河港務所】[2-1]【5-1】【5-4】【6-4】【7-2】
	◆輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震対策を着実に進める必要がある。【県東三河建設事務所】【2-1】【2-2】【2-3】【2-4】【2-6】 【3-2】【4-1】【5-1】【5-2】【5-4】【5-5】【6-4】
8農林水産	(災害時における食料確保対策の強化) 〇家庭内備蓄や企業内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。【2-1】
	(農業用ため池・排水機場等の地震対策の推進) ○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池は老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【1-5】 ○豪雨や地震の発生などにより堤体が決壊した場合に人家等に大きな被害を与えるおそれのある農業用ため池について、周辺住民の防災意識の向上を図るため、ハザードマップの公表を進める必要がある。【1-5】
	○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。 【7-4】 ○築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震診断や耐震化など総合的な対策を実施する必要がある。【7-4】
	(農業生産における防災力の強化等) ○一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業田水や電気など

〇一般農業者の経営力及び防災力を強化するため、農業生産に欠かせない農業用水や電気などの供給途絶に備えたBCPモデルを作成し、普及・啓発を進める必要がある。[5-1]【5-5】

分野	脆弱性評価結果
	〈関係機関等の取組や意見〉 ◆農林水産業に係る生産基盤等については、農地海岸の耐震・耐津波性の向上・老朽化対策等のハード対策及び地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【5-5】 ◆森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【7-6】
⑨地域保全	(堤防の耐震化等の推進) 〇地震及び津波による河川・海岸堤防が損壊した場合の浸水を防ぐため、海岸堤防の強化、老朽化した河川堤防などの早期改修、耐震強化を推進する必要がある。【1-4】 〇本市管理の大崎地区及び新西浜地区の護岸施設の機能調査を実施するとともに、必要な防災対策を推進する必要がある。【1-4】
	(土砂災害対策の推進) ○県が行う土砂災害防止施設整備などのハード対策と土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策、市が行う付近住民への危険性や避難の重要性の周知など、県と市が連携して対策を実施する必要がある。【1-5】
	 〈関係機関等の取組や意見〉 ◆「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針に基づき、排水計画・復旧計画を立案する必要がある。【豊橋河川事務所】【1-4】 ◆「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく豊川の減災に係る取組方針の取組を継続的に実施していく必要がある。【豊橋河川事務所】【1-4】 ◆南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に対して備えるため、河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化を推進する必要がある。【県東三河建設事務所】【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】 ◆河川・海岸堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【1-3】【1-4】【7-2】【8-5】 ◆築造年代が古く、大規模地震や豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ため池の耐震診断や耐震化、ハザードマップの作成など総合的な対策を実施する必
	要がある。【県東三河農林水産事務所】【7-4】 ◆浸水被災想定エリア内については、多数の死者の発生が想定される。エリア内の住民が、被災の可能性を認識し、避難行動を如何に早く起こすかが鍵となる。また、その後の啓開活動への移行が、人的被害の減少につながる。【名古屋国道事務所】【1-3】 ◆海岸防災林については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を併せ持つことから、その機能の維持・向上を図る必要がある。【県東三河農林水産事務所】【1-3】 ◆大規模自然災害発生時においても安定供給が可能となる給水体制を目指し、水資源関連施設の耐震化、水源の増備といったハード対策及び災害発生時復旧対策の策定、関係機関の連携体制の確立等ソフト対策を推進する必要がある。また、異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策に取り組む必要がある。【水資源機構】【6-5】
⑩環境	(災害廃棄物処理計画の推進) ○平成27年度に策定した豊橋市災害廃棄物処理計画により、組織や協力支援体制、災害廃棄物処理対策等を定めた。今後、公有地・民有地への災害廃棄物の投棄防止、災害廃棄物を処理するために必要な支援・受援の適正配分、仮設トイレの適正配置などを検討する必要がある。 【8-1】
	(有害物質の漏えい対策等の推進) 〇有害物質の漏えい対策等の推進) 〇有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を推進する必要がある。【7-5】【8-1】 〇有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を進める必要がある。また、大規模な出火や有害物質の流出が発生した際、迅速に対処をするための事前把握と地域への周知を行う必要がある。【7-5】 〇火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼ

分野	脆弱性評価結果
	すおそれがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。【5-3】 〇有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順の整理を行う必要がある。【5-3】 〇PCBや石綿、フロンなど、災害廃棄物に含まれる有害物質等による二次災害を防止するため、有害物質等の適正な処理について事業者への指導を行い周知徹底する必要がある。【8-1】
	(廃棄物処理施設の災害対応力の強化) 〇廃棄物処理施設の災害対応力の強化として、廃棄物の広域的な処理体制を整備するとともに、 建物及びプラントの耐震化を含め、災害発生時に施設の再稼働に必要な有用性を確保できる 設備を構築する必要がある。【8-1】
	(環境監視体制の整備・強化) 〇大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定設備の耐震化や民間事業者との協定締結など、監視体制の整備・強化を推進する必要がある。 【7-5】
	<関係機関等の取組や意見> ◆有害物質の大規模拡散、流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における事前対策の強化を図る必要がある。【明海地区防災連絡協議会】【7-5】
⑪土地利用	(災害リスクを考慮した土地利用への転換) ○人口減少に適応した都市構造への転換を図るため、立地適正化計画の作成を進めているが、 「居住誘導区域」の設定にあたっては、災害危険度が高い区域(浸水想定区域など)の除外 について検討する必要がある。【1-3】【1-4】【1-5】
	(地籍整備の推進) 〇災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、地籍整備を推進する必要がある。 【8-5】

イ 横断的分野

分野	脆弱性評価結果の概要
①リスクコミュ ニケーション	(地域防災力・企業防災力の強化) ○地震・津波から身を守るため、耐震対策、家具・事務機械等の転倒防止対策、避難の重要性について周知・啓発を推進する必要がある。【1-1】 ○家庭内での食料・飲料水等の備蓄量の増強を図るため、防災啓発イベント、消防署による戸別訪問時や自主防災会の訓練・講習会等で啓発などの取組を強化する必要がある。また、企業においても、発災直後から社内での災害対応に備えるため、企業内備蓄について啓発を強化する必要がある。【2-1】 ○防災訓練等による地域防災力や企業防災力の向上を図る必要がある。また、住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取組を推進する必要がある。【1-1】【8-3】
	(人材の育成) ○地域における防災活動の中心となる防災リーダーの養成を行っているが、防災リーダーが不在の町があるため、継続して計画的に防災リーダーの養成を推進する必要がある。【8-3】 ○児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進する必要がある。【8-3】 ○災害ボランティアセンターの運営を担う災害ボランティアコーディネーターを増やすため、養成講座への参加者を増やす取組を行うとともに、養成講座修了生を対象としたレベルアップ講座や総合防災訓練への参加を呼びかけ、災害ボランティアコーディネーター一人ひとりの質の向上に努める必要がある。【8-2】

分野	
	 ○本市と社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター設営時の役割分担を確認し、情報共有を行う必要がある。【8-2】 ○災害時には、災害ボランティアコーディネーターと災害時通訳ボランティアとの協力が不可欠であり、相互の協力関係を築くとともに、円滑に行動ができるよう、訓練を繰り返し行う必要がある。【8-2】 ○避難所要員研修の内容を充実させ、職員の意識及び実践力を向上させる必要がある。また、BCPや各種マニュアル等を見直す必要がある。【3-2】【6-6】
	(効果的な教育・啓発等の推進) 〇ハザードマップの作成や防災講話等による南海トラフ地震被害予測調査結果や各種ハザードマップの周知など、早期避難につながる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。【1-3】【1-6】 〇行政と自治会や自主防災会等との協力・連携体制の構築、地域が主体的に避難所の管理運営を行えるように意識啓発を行う必要がある。また、避難所開設に備え、避難所要員と自主防災会等で避難所資機材の取扱方法等について共有を進める必要がある。【6-6】 〇防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施する必要がある。また、重要水防箇所等の合同巡視を水防団等のほか、地域住民と実施する必要がある。【1-4】
	(避難所間での格差防止) ○避難所間での格差防止) ○避難所間での情報格差や到達物資の格差の発生防止策について検討する必要がある。【6-6】 (復旧・復興を担う人材等の定住促進) ○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。【8-2】
②老朽化対策	(非構造部材の耐震化の推進) 〇市有公共施設の躯体の耐震化は完了しているが、非構造部材は未完了であり、老朽化が進んでいる施設もあることから、公共施設等総合管理計画や関連施設の個別計画等に基づき、施設の最適化を図りつつ、非構造部材の耐震化を推進する必要がある。【3-2】【6-6】 (道路施設の老朽化対策)
	 ○橋梁やトンネル等の道路施設は、法令に基づく5年に1回の点検を実施し、点検結果に基づき補修を実施する必要がある。【6-4】 (管路の老朽化対策) ○南海トラフ地震等の災害時における水道の供給体制を確立するため、老朽管の更新を計画的に推進する必要がある。また、下水道管路施設についても、重要管路を優先的に老朽化対策を推進する必要がある。[6-2】【6-3】
	(農業用ため池・洪水調整池・排水機場の老朽化対策等) ○周辺住民の生命・財産を守るため、農業用ため池や洪水調整池は、老朽化対策や地震対策の必要性に応じ、順次整備を推進する必要がある。【1-5】【7-4】【8-5】 ○地震発生後の地域の排水機能を確保するため、排水機場の耐震化を推進する必要がある。【7-4】
	(耐震性防火水槽の更新整備) ○震災時に有効な消防水利となる耐震性防火水槽を計画的に整備しているが、優先度の高い地域から計画的に整備を行うとともに、老朽化の著しい防火水槽の維持管理、更新整備を行う必要がある。【7-1】
	<関係機関等の取組や意見> ◆河川・海岸の水閘門・排水機場、農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等を推進する必要がある。【県東三河農林水産事務所】【1-3】【1-4】【6-3】【8-5】

分野	脆弱性評価結果の概要
③研究開発	(大学への研究委託) ○東三河8市町村で東三河地域防災協議会を設置し、地元大学を顧問として、東三河地域における防災対策の推進を図っているが、今後も顧問大学への研究委託を通して、その成果を活用する必要がある。【3-2】
	(戦略的イノベーション創造プログラムの活用) ○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)による、レジリエントな防災・減災機能の強化等のプログラムにおける研究開発で得られた成果を本市の災害情報共有システムで活用する必要がある。【1-6】
④産学官民·広 域連携	(大規模災害時の広域連携の推進) 〇大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。【2-1】
	(市町村間の協調・連携に係る取組の推進) 〇東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。【3-2】
	(物資調達・供給体制の構築) 〇避難所等の避難者へ速やかに物資が行き届くように、産官民の連携等により、物資調達・受援体制を構築する必要がある。【2-1】
	<関係機関等の取組や意見> ◆ゼロメートル地帯対策として、広域避難の検討を行う必要がある。【県東三河農林水産事務所】【1-4】

用語説明

あ 応急救護所

災害により医療機関の機能が混乱した 場合、負傷者に対し応急的な救護活動 〔トリアージ(治療の優先順位付け)、 軽症者の手当、中等症者の搬送前の応 急処置〕を実施するための救護所。

オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない 土地。空地。防災上は、火災等の延焼 抑止や避難・救護活動等の場として重 要と位置づけられる。

か海岸防災林

潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有している森林。

救急医療施設 (機関)

- 一次・・外来診療によって患者の医療 を担当する医療機関。かかり つけ医、日常生活での軽度の けがや病気に対する医療を提 供する診療所など。
- 二次・・入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する病院。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院治療を行う病院。
- 三次・・二次医療機関で対応できない、 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷 や複数の診療科領域にわたる 重篤な患者に対する医療機関。 高度医療や先端医療を提供す る病院。

狭あい道路

幅員 4m 未満で、建築基準法(昭和25

年法律第 201 号)第 42 条第 2 項の 規定により同条第 1 項の道路とみなさ れるもの又はこれに準ずるものとして 特定行政庁に指定された道路。

業務継続計画(BCP)

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、 救命活動や物資輸送を円滑に行うため に、国・県・市町村などが事前に指定 する道路。

洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川。

さ 災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院。

災害ボランティアコーディネーター

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけたボランティアの受入れを行い、 支援を必要としている被災者のニーズ を把握し、適材適所へボランティアを 派遣する調整を行う人。

サプライチェーン

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。

水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、水防法の 規定により、国土交通大臣または都道 府県知事が気象庁長官と共同して実施 する洪水予報の対象として指定した河 川。

水閘門

水門(河川や水路を横断して設けられる制御施設)と閘門(水位が違う川を船がスムーズに行き来できるように、設けられた施設)が併設されている施設。

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設した国家プロジェクト。

た 津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住 民が一時もしくは緊急避難・退避する 施設(人工構造物に限る。)をいう。

同報系防災無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市 町村役場から住民等に対して直接・同 時に防災情報や行政情報を伝えるシス テム。

道路啓開

緊急車両等の通行のため、1車線でも とにかく通れるように早急に最低限の 瓦礫処理を行い、簡易な段差修正によ り救援ルートを開けること。

土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害のおそれのある土地の地形や 土地利用状況等について県が調査した 結果を基に、知事が関係市町村長の意 見を聴いた上で指定された土砂災害の おそれがある区域。土砂災害特別警戒 区域は土砂災害警戒区域のうち、建築 物に損壊が生じ、住民に著しい危害が 生じるおそれがある区域。

豊橋ほっとメール

登録制のメールで、豊橋市における防災、防犯、交通安全等の情報を配信するサービス。防災情報については多言語(日本語、英語、ポルトガル語、中国語、やさしい日本語)で配信。

は 非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、 窓ガラス、照明器具、空調設備など、 建物の意匠や居住性の向上などを目的 に設置される部材。

被災者支援システム

阪神・淡路大震災の被災経験を基に、 西宮市で開発された地震や台風などの 災害発生時における地方公共団体の業 務を総合的に支援するシステム。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策 において特に配慮を必要とする人(要 配慮者)のうち、災害発生時の避難等 に特に支援を必要とする人。

避難所要員

豊橋市において、災害時に地元住民や 施設管理者等と協力し、避難所の開設や 運営を行う職員。

防災ガイドブック

豊橋市におけるハザード情報や避難所 等の施設情報及び市の災害対策に関す る情報等が掲載されている冊子。

防災リーダー

災害に対して正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダー。

や 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策 において特に配慮を必要とする人。

ら罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した 住家等の被害の程度を市町村が証明し たもの。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

リダンダンシー

冗長性、余剰を意味する英単語であり、 自然災害等による障害発生時に、一部の 破壊が全体の機能不全につながらない ようにあらかじめネットワークや施設 を多重化したり、予備の手段が用意され ている様な性質。

レジリエンス

復元力。強靱性。

D DMAT

災害派遣医療チーム。医師、看護師、 業務調整員(医師・看護師以外の医療 職及び事務職員)で構成され、大規模 災害や多傷病者が発生した事故等の現 場に、急性期(概ね48時間以内)に 活動できる機動性を持った、専門的な 訓練を受けた医療チーム。

F FTTH 方式

通信事業者の基地局から各家庭まで光 ファイバーを敷設する方式。

I ICT

情報通信技術と訳され、主にパソコン、 携帯電話、スマートフォン等、フィー ルドセンサー(センサーを用いたほ場 の環境測定器)、監視カメラ等の機器並 びにソフトウェア及びアプリケーショ ンの総称。

L Lアラート

災害などの住民の安心・安全にかかわる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、情報流通のための基盤。

P PDCA サイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、 改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。 このプロセスを繰り返すことによって、 継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。

豊橋市地域強靱化計画

平成29年3月

発行·編集 豊橋市防災危機管理課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1番地

TEL 0532-51-3116 FAX 0532-56-2122

E-mail bousaikikikanri@city.toyohashi.lg.jp